

第 5 9 号議案

平成 2 6 年度教育費 9 月補正予算について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 8 月 2 1 日

教育長 堤 正則

提案理由

平成 2 6 年度教育費 9 月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

平成 26 年度教育費 9 月補正予算について

平成 26 年度教育費 9 月補正予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

歳出予算補正（教育費抜粋）

| 款 | 項 | 補正前の額 | | 補正額 千円 | 計 千円 |
|--------|---------|------------|---------|------------|---------|
| | | 千円 | 千円 | | |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 18,042,421 | 155,569 | 18,197,990 | |
| | 3 中学校費 | 4,448,010 | 45,505 | 4,493,515 | |
| | 5 高等学校費 | 1,237,305 | 51,600 | 1,288,905 | |
| | 6 社会教育費 | 1,825,406 | 5,262 | 1,830,668 | |
| | 7 保健体育費 | 7,298,510 | 5,000 | 7,303,510 | |
| | | 1,309,690 | 48,202 | 1,357,892 | |
| | | | | | |

正補継続費

(変更)

| 款項 | 事業名 | 正補 | | 前補 | | 正補後 | |
|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|
| | | 総額 | 年度 | 年割額 | 年度 | 年割額 | |
| 10 教育費 | 7 保健体育費 | | 平成24年度 | 302,337 | | 平成24年度 | 302,337 |
| | 竹地整備 | 678,000 | 平成25年度 | 257,312 | 724,026 | 平成25年度 | 257,312 |
| | 野内運動事業 | | 平成26年度 | 118,351 | | 平成26年度 | 164,377 |

地 方 債 拠 正

(変更)

(千円)

| 起 債 の 目 的 | 補 正 前 | | | 補 正 後 | | |
|---------------------|-------|---|---------|-------|---|---------|
| | 限 | 度 | 額 | 限 | 度 | 額 |
| 保 健 体 育 施 設 整 備 事 業 | | | 245,000 | | | 290,700 |

平成26年度 9月補正予算調整資料

教育部

| 要求事項 | 予算要求額 | 財源内訳 | | | | 要 求 内 容 |
|-------------------|--------|-------------|-----------|--------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 国県支出金 千円 | 地方債 千円 | その他の 一般財源 千円 | 一般財源 千円 | |
| 小学校施設維持管理事業 | 11,864 | | 11,864 | 0 | 0 | ⑥小学校施設維持管理事業 ・国の特定財源(がんばる地域交付金)を活用し、柴刈小学校防球フェンスの設置工事を行なうもの。 |
| | | | | | | ・設計業務委託料 564千円 ・工事請負費 11,300千円 |
| 小学校施設長寿命化事業 | 33,641 | | 33,641 | 0 | 0 | ⑦小学校施設長寿命化事業 ・国の特定財源(がんばる地域交付金)を活用し、築30年が経過し、老朽化した船越小学校プールサイド床を改修するもの。 |
| | | | | | | ・設計業務委託料 1,436千円 ・工事請負費 32,205千円 |
| 中学校施設維持管理事業 | 51,600 | | 51,600 | 0 | 0 | ⑧中学校施設維持管理事業 ・国の特定財源(がんばる地域交付金)を活用し、江南中学校防球フェンスの設置工事を行なうもの。 |
| | | | | | | ・設計業務委託料 1,000千円 ・工事請負費 50,600千円 |
| 久留米市外三市町高等学校組合負担金 | 5,262 | | 5,262 | 0 | 0 | ⑨久留米市外三市町高等学校組合負担金 5,262千円 ・三井中央高等学校下水道切替工事にかかる「がんばる地域交付金」相当分を久留米市外三市町高等學校組合へ交付するもの。 ・久留米市外三市町高等學校組合負担金 5,262千円 |

平成26年度 9月補正予算調整資料

市民文化部

| 要 求 事 項 | 予算要求額 | 財 源 内 訳 | | | | 要 求 内 容 | 平成26年度 当初予算額 |
|------------------------|--------|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | 一般財源 | | |
| 史跡等環境整備事業 (高良山法面修復) | 5,000 | 千円 | 千円 | 千円 | 5,000 | ◎高良山法面修復事業 高良山の市有地の法面石垣が一部ふくらみ、石垣上に設置されたコンクリート製階段が傾いているため、修復に向けた工法の検討及び設計を行うもの。 ・委託料(地質等の調査・工法検討・実施設計) 5,000千円 ※工事に関しては12月補正で対応予定 | 3,480 |
| 竹野基盤整備地内運動公園整備事業 | 48,202 | 45,700 | 2,502 | 48,202千円 竹野運動公園の継続費(工事費)について、消費税率及び労務単価の上昇に伴い、予算が不足するため継続費の補正を行うもの。また、多方面から利用を見込み案内板を設置するもの。 | 130,951 | ◎竹野基盤整備地内運動公園整備事業 ・工事費【継続費】 消費税率・労務単価上昇分等 46,026(千円) ・消費税率・労務単価上昇分等 46,026千円 | 48,202千円 46,026千円 |

第60号議案

久留米市生涯学習センター条例

上記の議案を提出する。

平成26年8月21日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市公民館、久留米市北野働く女性の家、久留米市三潴農村環境改善センター等の用途を生涯学習センターに変更するため、条例を制定しようすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市生涯学習センター条例

久留米市生涯学習センター条例について、別紙のとおり市議会に提出
することに同意する。

第　　号議案

久留米市生涯学習センター条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

久留米市長 楢 原 利 則

提案理由

久留米市公民館、久留米市北野働く女性の家、久留米市三瀬農村環境改善センター等の用途を生涯学習センターに変更するため、条例を制定しようとするものである。

久留米市生涯学習センター条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 管理及び運営（第6条－第16条）
- 第3章 運営委員会（第17条）
- 第4章 雜則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 市民が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図るため、久留米市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------------|-------------------|
| 久留米市生涯学習センター | 久留米市諏訪野町1830番地6 |
| 久留米市田主丸生涯学習センター | 久留米市田主丸町田主丸770番地1 |
| 久留米市北野生涯学習センター | 久留米市北野町中273番地1 |
| 久留米市城島生涯学習センター | 久留米市城島町檜津1番地1 |
| 久留米市三瀬生涯学習センター | 久留米市三瀬町玉満2949番地1 |

2 前項に掲げる施設のほか、次に掲げる施設を附帯施設として設置する。

| 名称 | 位置 |
|--------------|---------------------|
| 金島ふれあい交流センター | 久留米市北野町八重龜 139 番地 |
| 弓削コスモス館 | 久留米市北野町高良 1706 番地 1 |
| 大城ますかげセンター | 久留米市北野町大城 83 番地 |

(職員)

第3条 生涯学習センター及び附帯施設（以下「生涯学習センター等」という。）に所長その他必要な職員を置くことができる。

(事業)

第4条 生涯学習センター等は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習のための機会及び施設の提供に関すること。
- (2) 生涯学習のための情報の提供に関すること。
- (3) その他生涯学習の振興及び普及を図るために必要な事項に関すること。

(他の条例との関係)

第5条 生涯学習センターのうち、久留米市生涯学習センター、久留米市田主丸生涯学習センター及び久留米市城島生涯学習センターの管理及び運営については、第2章の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

- (1) 久留米市生涯学習センター 久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号。以下「久留米市生涯学習センター等複合施設条例」という。）

第6条、第9条から第17条まで及び第27条の規定

- (2) 久留米市田主丸生涯学習センター 久留米市田主丸複合文化施設条例（平成16年久留米市条例第107号）第6条から第16条までの規定

- (3) 久留米市城島生涯学習センター 久留米市城島総合文化センター条例（平成16年久留米市条例第101号）第5条から第17条

までの規定

第2章 管理及び運営

(入館の制限)

第6条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、生涯学習センター等への入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者
- (3) 許可を受けないで、物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(使用許可)

第7条 生涯学習センター等の施設（別表第1から別表第3までに掲げる施設をいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付すことができる。

(許可の基準)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他生涯学習センター等の管理運営上支障があると認めるとき。

(使用料)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者が冷暖房及び附属設備を使用するときは、市長が規則で定める使用料を納付しなければならない。

3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特に理由があると認めるときは、前条第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（特別設備等の許可）

第12条 使用者は、施設を使用するに当たり、特別の設備を施し、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（許可の取消し等）

第13条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可に付した条件に違反したとき。

(2) 第8条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

（権利譲渡等の禁止）

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。

（原状回復義務）

第15条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第13条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第16条 生涯学習センター等の入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、生涯学習センター等の建物又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第17条 生涯学習センターの円滑な運営を図るため、久留米市生涯学習センター等複合施設条例第26条に掲げる久留米市生涯学習センター運営委員会のほか、次の表の左欄に掲げる生涯学習センターごとに、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

| 生涯学習センター | 運営委員会 |
|-----------------|----------------------|
| 久留米市田主丸生涯学習センター | 久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会 |
| 久留米市北野生涯学習センター | 久留米市北野生涯学習センター運営委員会 |
| 久留米市城島生涯学習センター | 久留米市城島生涯学習センター運営委員会 |
| 久留米市三潴生涯学習センター | 久留米市三潴生涯学習センター運営委員会 |

2 前項の表の運営委員会の組織、運営及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

第4章 雜則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 久留米市農村環境改善センター条例（平成16年久留米市条例第76号）

(2) 久留米市公民館条例（平成16年久留米市条例第108号）

(3) 久留米市北野コミュニティ施設条例（平成16年久留米市条例第109号）

(経過措置)

3 この条例の施行日前に、久留米市農村環境改善センター条例、久留米市公民館条例、久留米市北野コミュニティ施設条例及び久留米市働く女性の家条例（平成16年久留米市条例第110号）の規定（久留米市働く女性の家条例については、久留米市北野働く女性の家に係る部分に限る。）によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例の一部改正）

4 久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第号）第2条第1項に規定する久留米市生涯学習センター

第5条の3第1号中「第8条各号に掲げる事業」を「第7条に規定する事業」に改め、同条第2号中「生涯学習センター」を「久留米市

生涯学習センター」に改める。

第7条を次のように改める。

(目的及び事業)

第7条 久留米市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）は、久留米市生涯学習センター条例第1条に掲げる目的のため、同条例第4条各号に掲げる事業を行う。

第8条を削り、第8条の2を第8条とする。

(久留米市田主丸複合文化施設条例の一部改正)

5 久留米市田主丸複合文化施設条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第号）第2条第1項に規定する久留米市田主丸生涯学習センタ
ー

第3条第2項中「久留米市公民館条例（平成16年久留米市条例第108号）第2条に規定する久留米市田主丸公民館及び」を削る。

第5条中「久留米市公民館条例及び」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 久留米市生涯学習センター条例第4条各号に掲げる事業

(久留米市城島総合文化センター条例の一部改正)

6 久留米市城島総合文化センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「久留米市公民館条例（平成16年久留米市条例第108号）第2条」を「久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第号）第2条第1項」に、「久留米市城島公民館」を「久留米市城島生涯学習センター」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

別表第1（第9条関係）

久留米市北野生涯学習センター使用料

| 施設名 | 使用料（1時間につき） |
|-----|-------------|
|-----|-------------|

| | | | |
|--------------|--------------|----|--------|
| 大ホール | ホールとして使用する場合 | 客室 | 2,050円 |
| | | 舞台 | 1,020円 |
| | | 全面 | 3,080円 |
| 体育館として使用する場合 | 卓球 | 1面 | 100円 |
| | バドミントン | 1面 | 100円 |
| | 全面 | | 510円 |
| 1階和室 | | | 200円 |
| 中会議室 | | 1 | 300円 |
| | | 2 | 200円 |
| | | 全面 | 410円 |
| 2階和室 | | | 300円 |
| 視聴覚室 | | | 300円 |
| 2階小会議室 | | | 100円 |
| 別館軽運動室 | | | 200円 |
| 別館和室 | | | 200円 |
| 別館茶室 | | | 100円 |
| 別館講習室 | | 第1 | 200円 |
| | | 第2 | 200円 |
| | | 全面 | 300円 |
| 別館学童学習室 | | | 200円 |
| 別館研修室 | | | 200円 |
| 別館相談室 | | | 100円 |
| 別館託児室 | | | 200円 |
| 別館調理実習室 | | | 300円 |

備考

- 1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 2 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、上の表の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

3 1階和室を大ホールとして併用する場合（大ホールをホールとして使用する場合に限る。）の1階和室の使用料は、無料とする。

4 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第2（第9条関係）

久留米市三潴生涯学習センター使用料

| 施設名 | 使用料（1時間につき） |
|--------|-------------|
| 多目的集会室 | 1,020円 |
| 第1研修室 | 200円 |
| 第2研修室 | 200円 |
| 郷土資料室 | 200円 |
| 実習室 | 200円 |
| 生活改善室 | 200円 |
| 視聴覚室 | 200円 |
| 和室 | 200円 |
| 集会室 | 410円 |

備考

- 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、上の表の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 使用料には、消費税等額を含む。

別表第3（第9条関係）

久留米市生涯学習センター附帯施設使用料

| 施設名 | 使用料（1時間につき） | 備考 |
|----------------------|-------------|--------|
| 金島ふれ あい交流 センター | 全面 | 300円 |
| | 1／3面 | 100円 |
| | 2／3面 | 200円 |
| | 舞台 | 100円 |
| 控室 | 100円 | 交流ホールの |

| | | | | |
|------------|-------|------|------|--------------------|
| | | | | 舞台を併用する場合は無料 |
| 弓削コスモス館 | 交流ホール | 全面 | 300円 | |
| | | 1／3面 | 100円 | |
| | | 2／3面 | 200円 | |
| | | 舞台 | 100円 | |
| 大城ますかげセンター | 交流ホール | 全面 | 300円 | |
| | | 1／3面 | 100円 | |
| | | 2／3面 | 200円 | |
| | | 舞台 | 100円 | |
| | 控室 | | 100円 | 交流ホールの舞台を併用する場合は無料 |

備考

- 1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 2 上記の金額は、消費税等額を含む。

生涯学習センター条例案の概要

趣 旨

公民館、北野働く女性の家、三潴農村環境改善センター等の用途を「生涯学習センター」に変更するため、条例を制定するもの。

概 要

1. 公民館等社会教育施設の名称整理（第1条～第4条・附則第2項～第6項）

- 公民館、働く女性の家及び農村環境改善センターを廃止したうえで名称を「生涯学習センター」に統合し、既存の久留米市生涯学習センターを含め5地域に設置する。
- 新たに設置する生涯学習センターは、既存の久留米市生涯学習センター（えーるピア久留米）と同一の設置目的・事業内容のもとで事業を行う。
- 北野コミュニティ施設の行政財産部分（主に交流ホール）は、大城・金島・弓削の地域名を表示するよう名称変更したうえで、生涯学習センターの附帯施設と位置づける。

2. 管理運営（第5条～第16条）

- 複合施設の諏訪野・田丸・城島の生涯学習センターの管理運営については、新条例の規定を適用せず、母体となる複合施設条例の規定を優先する。（新条例の管理運営規定は、北野・三潴のみ適用）
- 使用許可基準・使用料の取り扱い等の管理運営に関する規定については、既存の久留米市生涯学習センター（えーるピア久留米）に準じる。（従来、働く女性の家では働く女性等の活用が原則であったことや、公民館で物品販売等の行為が原則禁止されていたことを一部緩和）

3. 運営委員会（第17条）

- 5地域の生涯学習センターごとに運営委員会を設置し、従来の公民館運営審議会及び働く女性の家運営委員会の機能を引き継ぐ。（従前の運営委員会等は廃止）
- 同一施設に併置されている城島公民館運営審議会及び城島総合文化センター運営委員会を、城島生涯学習センター運営委員会に統合する。
- 運営委員会の組織・運営に関する事項については、教育委員会規則で定める。

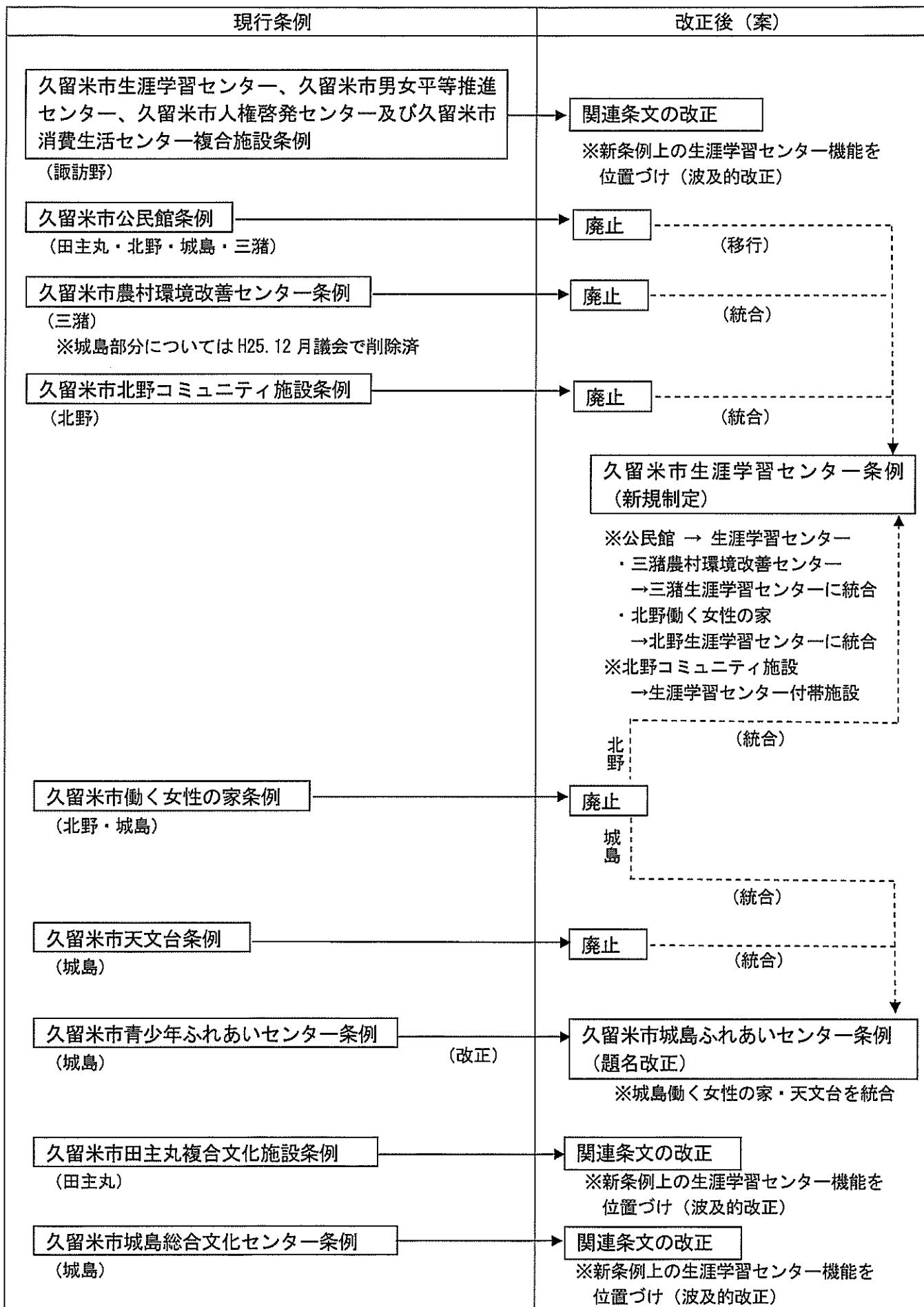
4. 施設使用料（別表第1～第3）

- 施設使用料については各施設の現行の使用料どおりとする。

施行期日

平成27年4月1日

○関連条例（関連図）



市立公民館等の生涯学習施設の名称整理について

1 現状と課題

市の社会教育・生涯学習施設については、旧町の中央公民館を新市の市立公民館として引き継いだ田主丸公民館・北野公民館・城島公民館・三猪公民館のほか、「働く女性の家」や「農村環境改善センター」など合併前の施設名称を原則そのまま継続しているために様々な名称が混在している状況にあるほか、特に総合支所管地域にのみ社会教育法上の公民館が存在するなど、全市的な整合性に課題があると認識しています。

これらの課題について、平成25年7月の教育民生常任委員会（所管事務調査）での報告を踏まえ、今後の方針についての内部検討を重ねてきたところです。

2 整理方針案

名称が混在している各生涯学習関連施設について、よりわかりやすい名称に統一し全市的な整合性を図るとともに、施設活用の拡大につなげます。

(1) 公民館等の名称整理

市立公民館4館について、近隣施設である北野働く女性の家（北野公民館に隣接）・三猪農村環境改善センター（三猪公民館に隣接）を統合したうえで「生涯学習センター」に名称変更し、社会教育法上の公民館については廃止します。

(2) 青少年ふれあいセンター等の名称整理

城島地域の青少年ふれあいセンター・城島働く女性の家・天文台については、宿泊機能を有する施設としての特性を活用し、一括して「城島ふれあいセンター」に名称変更します。

(3) 機能

現在の生涯学習センター（えーるピア）と同様に、社会教育法第42条に基づく公民館類似施設と位置づけ、これまでの各種事業を引き継ぎながら、より高度で魅力ある講座の実施と利用促進に努めています。

| 地域 | 現況 |
|-----|--------------------------|
| 久留米 | 生涯学習センター |
| | 勤労青少年ホーム |
| 田主丸 | 田主丸複合文化施設（田主丸公民館） |
| | 田主丸勤労青少年ホーム |
| 北野 | 北野公民館・北野働く女性の家 |
| 城島 | 城島総合文化センター（城島公民館） |
| | 青少年ふれあいセンター・城島働く女性の家・天文台 |
| 三猪 | 三猪公民館・三猪農村環境改善センター |

| 整理統合後（仮称） |
|------------------------|
| 生涯学習センター |
| 勤労青少年ホーム |
| 田主丸複合文化施設（田主丸生涯学習センター） |
| 田主丸勤労青少年ホーム |
| 北野生涯学習センター |
| 城島総合文化センター（城島生涯学習センター） |
| 城島ふれあいセンター |
| 三猪生涯学習センター |



関連条例の改正内容（新旧対照）

○生涯学習センター等複合施設条例（附則第4項による改正）

| 現行 | 改正後（案） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（構成施設）</p> <p>第3条 複合施設は、次に掲げる施設（以下「構成センター」という。）をもって構成する。</p> <p>(1) <u>久留米市生涯学習センター</u> (2) 久留米市男女平等推進センター (3) 久留米市人権啓発センター (4) 久留米市消費生活センター</p> | <p>（構成施設）</p> <p>第3条 複合施設は、次に掲げる施設（以下「構成センター」という。）をもって構成する。</p> <p>(1) <u>久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第号）第2条第1項に規定する久留米市生涯学習センター</u> (2) 久留米市男女平等推進センター (3) 久留米市人権啓発センター (4) 久留米市消費生活センター</p> |
| <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第5条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第8条各号に掲げる事業に関する業務 (2) <u>生涯学習センターの学習室等（別表第1に掲げる施設をいう。以下「学習室等」という。）の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務</u> (3) 複合施設の駐車場の使用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）の收受等に関する業務 (4) 複合施設の維持及び修繕に関する業務 (5) その他教育委員会が定める業務</p> | <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第5条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>第7条に規定する事業に関する業務</u> (2) <u>久留米市生涯学習センターの学習室等（別表第1に掲げる施設をいう。以下「学習室等」という。）の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務</u> (3) 複合施設の駐車場の使用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）の收受等に関する業務 (4) 複合施設の維持及び修繕に関する業務 (5) その他教育委員会が定める業務</p> |
| <p>（目的）</p> <p><u>第7条 久留米市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）は、市民が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図ることを目的とする。</u></p> <p>（事業）</p> <p><u>第8条 生涯学習センターは、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>生涯学習のための機会や施設の提供に関する事。</u> (2) <u>生涯学習のための情報の提供に関する事。</u> (3) <u>その他生涯学習の振興及び普及を図るために必要な事項に関する事。</u></p> <p>（開館時間等）</p> <p><u>第8条の2 生涯学習センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを伸縮し、又は変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>開館時間 午前9時30分から午後9時30分まで。ただし、日曜日については、午前9時30分から午後5時30分までとする。</u> (2) <u>休館日 月の末日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> | <p>（目的及び事業）</p> <p><u>第7条 久留米市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）は、生涯学習センター条例第1条に掲げる目的のため、同条例第4条各号に掲げる事業を行う。</u></p> <p>（開館時間等）</p> <p><u>第8条 生涯学習センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを伸縮し、又は変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>開館時間 午前9時30分から午後9時30分まで。ただし、日曜日については、午前9時30分から午後5時30分までとする。</u> (2) <u>休館日 月の末日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> |

○田主丸複合文化施設条例（附則第5項による改正）

| 現行 | 改正後（案） |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3条 文化施設に次の施設を置く。</p> <p>(1) 文化ホール (2) <u>生涯学習センター</u></p> <p>2 文化施設は、前項に定めるもののほか、<u>久留米市公民館条例（平成16年久留米市条例第108号）第2条に規定する久留米市田主丸公民館及び久留米市立図書館条例（昭和53年久留米市条例第40号）別表に規定する久留米市立田主丸図書館</u>をもって構成する。</p> <p>（事業）</p> <p>第5条 文化施設は、<u>久留米市公民館条例及び久留米市立図書館条例に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) 施設を市民の文化芸術活動、集会その他の利用に供する事業 (2) <u>生涯学習の推進に関する事業</u> (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業</p> | <p>第3条 文化施設に次の施設を置く。</p> <p>(1) 文化ホール (2) <u>久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第号）第2条第1項に規定する久留米市田主丸生涯学習センター</u></p> <p>2 文化施設は、前項に定めるもののほか、久留米市立図書館条例（昭和53年久留米市条例第40号）別表に規定する久留米市立田主丸図書館をもって構成する。</p> <p>（事業）</p> <p>第5条 文化施設は、久留米市立図書館条例に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 施設を市民の文化芸術活動、集会その他の利用に供する事業 (2) <u>久留米市生涯学習センター条例第4条各号に掲げる事業</u> (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業</p> |

○城島総合文化センター条例（附則第6項による改正）

| 現行 | 改正後（案） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（施設）</p> <p>第3条 総合文化センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) ホール施設 (2) 研修施設</p> <p>2 前項の施設は、<u>久留米市公民館条例（平成16年久留米市条例第108号）第2条に規定する久留米市城島公民館</u>の施設を兼ねるものとする。</p> <p>（運営委員会）</p> <p>第18条 総合文化センターの運営について、教育委員会の諮問に応じ必要な事項を調査審議するため、久留米市城島総合文化センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p>2 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、13人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、総合文化センターの管理運営に關し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</p> | <p>（施設）</p> <p>第3条 総合文化センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) ホール施設 (2) 研修施設</p> <p>2 前項の施設は、<u>久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第号）第2条第1項に規定する久留米市城島生涯学習センター</u>の施設を兼ねるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>（委任）</p> <p>第18条 この条例に定めるもののほか、総合文化センターの管理運営に關し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</p> |

第 6 1 号議案

久留米市青少年ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 8 月 21 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市青少年ふれあいセンターの構成施設及び当該センターの名称を変更し、並びに使用料の見直しを行うため、条例の一部を改正しようすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市青少年ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

久留米市青少年ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について、
別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市青少年ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年　月　日

久留米市長　檜原　利則

提案理由

久留米市青少年ふれあいセンターの構成施設及び当該センターの名称を変更し、並びに使用料の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市青少年ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

久留米市青少年ふれあいセンター条例（平成16年久留米市条例第112号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久留米市城島ふれあいセンター条例

第1条を次のように改める。

（目的及び設置）

第1条 研修、宿泊、天文の知識普及等の社会教育活動を通じて、青少年の健全育成及び市民の文化教養の向上を図るとともに、市民相互の交流を促進するため、久留米市城島ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条第1号中「久留米市青少年ふれあいセンター」を「久留米市城島ふれあいセンター」に改める。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 青少年の健全育成に関すること。
- (2) 文化教養の向上に関すること。
- (3) 宿泊研修に関すること。
- (4) 天文の知識普及に関すること。
- (5) その他目的達成のための必要な事業

第14条を第16条とする。

第13条中「久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会」を「久留米市城島ふれあいセンター運営委員会」に改め、同条を第15条とし、第12条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

（原状回復の義務）

第13条 使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その使用者の施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 使用を終了したとき。
- (2) 第11条の規定による使用の許可の取消し等をされたとき。

(3) 使用を中止したとき。

2 教育委員会は、使用者が前項に規定する原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(職員)

第4条 前条の事業を行うため、センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

久留米市城島ふれあいセンター使用料

| 区分 | 使用料（1時間につき） |
|-------|-------------|
| 視聴覚室 | 200円 |
| 和室A | 200円 |
| 和室B | 200円 |
| 和室C | 200円 |
| 和室D | 200円 |
| 和室E | 100円 |
| 和室F | 100円 |
| 軽運動室 | 300円 |
| 調理実習室 | 200円 |
| 第1講習室 | 200円 |
| 第2講習室 | 200円 |

備考

- 1 冷暖房を使用する場合の使用料の額は、上記の使用料に当該使用料に2分の1を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 利用時間は、準備、後片付け及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 利用時間に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 4 宿泊使用する場合の視聴覚室及び和室Aから和室Fまでの使用料は、別表第2に規定する宿泊使用料を適用する。
- 5 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

久留米市城島ふれあいセンター宿泊使用料

| | | |
|----------------------------|----------------------------------------|-----------------------|
| 4歳以上15歳未満の者（中学校に在籍する者を除く。） | 15歳以上20歳未満の者（中学校に在籍する者を除く。）又は大学生に在学する者 | 20歳以上の者（大学に在学する者を除く。） |
| 1人1泊につき 300円 | 1人1泊につき 410円 | 1人1泊につき 510円 |

備考

- 1 宿泊使用者は、宿泊研修の活動に必要な範囲内で、別表第1に掲げる施設のうち視聴覚室及び和室Aから和室Fまでを使用することができる。
- 2 宿泊使用料は、備考1の規定により使用する施設の使用料を含むものとする。
- 3 中学校及び大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校及び大学をいう。
- 4 上記の金額は、食費及びシーツ等の洗濯費は含まない。
- 5 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第8条関係）

久留米市城島ふれあいセンタ一天文台使用料

| 区分 | 基本使用料 | 超過料金 |
|--------|----------------------|---------------|
| 大型望遠鏡 | 1回につき2時間まで 2,050円 | 30分までごとに 510円 |
| 小型望遠鏡 | 1回につき2時間まで 820円 | 30分までごとに 100円 |
| 太陽観測装置 | 1回につき2時間まで 2,050円 | 30分までごとに 510円 |

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(久留米市天文台条例の廃止)

- 久留米市天文台条例（平成16年久留米市条例第109号）は、廃止する。

(経過措置)

- この条例の施行日前に、久留米市天文台条例及び久留米市働く女性の家条例（平成16年久留米市条例第110号）の規定（久留米市働く女性の家条例については、久留米市城島働く女性の家に係る部分に限る。）によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(運営委員会委員の任期)

- この条例の施行の際、改正前の久留米市青少年ふれあいセンター条例第13条の規定により置かれた久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会の委員である者は、この条例の施行に伴い、その任を解くものとする。

青少年ふれあいセンター条例の一部を改正する条例案の概要

趣 旨

青少年ふれあいセンターに、城島働く女性の家及び天文台を統合し、「城島ふれあいセンター」へ名称変更するとともに、一体的施設として管理するための使用料の見直しを行うため、条例の一部を改正するもの。

概 要

1. 名称整理（第1条～第3条の改正）

- 城島働く女性の家及び天文台を廃止したうえで、その機能を青少年ふれあいセンターに統合し、名称を「城島ふれあいセンター」に変更する。
- 城島ふれあいセンターは、研修、宿泊、天文の知識普及等の社会教育活動を通じて、青少年の健全育成及び市民の文化教養の向上を図るとともに、市民相互の交流を促進することを目的とする。

2. 管理運営

- 城島ふれあいセンターの管理運営については、原則として現行の青少年ふれあいセンター条例の規定を継続する。
- ただし、現行条例の規定になく働く女性の家条例の規定にある原状回復義務に関する規定については、新条例の規定に追加する。（第13条の追加）

3. 運営委員会

- 青少年ふれあいセンター運営委員会、城島働く女性の家運営委員会及び天体運営委員会を、城島ふれあいセンター運営委員会に統合し、それぞれの機能を引き継ぐ。

4. 施設使用料（別表第1～第3の改正）

- 各室の施設使用料については、使用者の利便性向上の観点から、原則として時間単位での料金設定に統一する。なお、天文台使用料・宿泊使用料等は現行どおりとする。

施行期日

平成27年4月1日

久留米市青少年ふれあいセンター条例 新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>久留米市青少年ふれあいセンター条例</u> <u>（目的及び設置）</u> <p><u>第1条</u> 本市は、青少年の健全育成、人材の育成、住民の郷土意識の高揚、地場産業の振興等を図るため、久留米市青少年ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p><u>第2条</u> センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>久留米市青少年ふれあいセンター</u> (2) 位置 久留米市城島町浜293番地 （事業）</p> <p><u>第3条</u> センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>青少年の健全育成活動に関すること。</u> (2) <u>郷土を見直し、明るい町づくりに関すること。</u> (3) <u>地場産業の振興に関すること。</u> (4) <u>健康増進とレクリエーションに関すること。</u> (5) <u>一般教養に関すること。</u> (6) <u>その他目的達成のための必要な事業</u></p> <p>（入館の制限）</p> <p><u>第4条</u> 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある者 (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者 (3) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者 (4) 管理上必要な指示に従わない者 （使用許可）</p> <p><u>第5条</u> センターの施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。</p> | <u>久留米市城島ふれあいセンター条例</u> <u>（目的及び設置）</u> <p><u>第1条</u> 研修、宿泊、天文の知識普及等の社会教育活動を通じて、青少年の健全育成及び市民の文化教養の向上を図るとともに、市民相互の交流を促進するため、久留米市城島ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p><u>第2条</u> センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>久留米市城島ふれあいセンター</u> (2) 位置 久留米市城島町浜293番地 （事業）</p> <p><u>第3条</u> センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>青少年の健全育成に関すること。</u> (2) <u>文化教養の向上に関すること。</u> (3) <u>宿泊研修に関すること。</u> (4) <u>天文の知識普及に関すること。</u> (5) <u>その他目的達成のための必要な事業</u></p> <p>（職員）</p> <p><u>第4条</u> 前条の事業を行うため、センターに所長その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（入館の制限）</p> <p><u>第5条</u> 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある者 (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者 (3) 物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者 (4) 管理上必要な指示に従わない者 （使用許可）</p> <p><u>第6条</u> センターの施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。</p> |

| 現行 | 改正後（案） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（許可の基準）</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれがあるとき。 (2) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 公益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。 (4) その他使用させることにより、管理運営上支障があると認められるとき。 <p>（使用料）</p> <p>第7条 第5条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 市長は、特に理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用者が正当な理由がなく、使用料を納めないとき。 (2) 使用者が使用に関する規定若しくはそれらに基づいて発せられる指示に違反したとき、又は粗暴な若しくはけん騒な行為等により使用上の秩序を乱し、又は乱すおそれのあるとき。 (3) 使用者が施設、設備等を損傷し、又は損傷させるおそれがあるとき。 (4) 公の行事、天候その他の事由により、使用を停止する必要が生じたとき。 (5) その他施設の適正な運営管理を保つため必要があるとき。 <p>（権利譲渡等の禁止）</p> <p>第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。</p> | <p>（許可の基準）</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれがあるとき。 (2) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 公益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。 (4) その他使用させることにより、管理運営上支障があると認められるとき。 <p>（使用料）</p> <p>第8条 第6条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 市長は、特に理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用者が正当な理由がなく、使用料を納めないとき。 (2) 使用者が使用に関する規定若しくはそれらに基づいて発せられる指示に違反したとき、又は粗暴な若しくはけん騒な行為等により使用上の秩序を乱し、又は乱すおそれのあるとき。 (3) 使用者が施設、設備等を損傷し、又は損傷させるおそれがあるとき。 (4) 公の行事、天候その他の事由により、使用を停止する必要が生じたとき。 (5) その他施設の適正な運営管理を保つため必要があるとき。 <p>（権利譲渡等の禁止）</p> <p>第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。</p> |

| 現行 | 改正後（案） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（損害賠償義務）</p> <p><u>第12条</u> センターの入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、センターの建物、附属施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（運営委員会）</p> <p><u>第13条</u> センターの円滑な運営を図り、必要な事項を審議するため、センターに久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第14条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</p> | <p><u>（原状回復の義務）</u></p> <p><u>第13条</u> 使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その使用する施設等を直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>(1) <u>使用を終了したとき。</u></p> <p>(2) <u>第11条の規定による使用の許可の取消し等をされたとき。</u></p> <p>(3) <u>使用を中止したとき。</u></p> <p>2 教育委員会は、使用者が前項に規定する原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>（損害賠償義務）</p> <p><u>第14条</u> センターの入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、センターの建物、附属施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（運営委員会）</p> <p><u>第15条</u> センターの円滑な運営を図り、必要な事項を審議するため、センターに久留米市城島ふれあいセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第16条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</p> |

| 現行 | | | | 改正後（案） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|---------|------------------------------------------------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|---------|-----|--------|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|-----|------|------|--------|-----|------|------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|------|-------|------|
| 別表第1（第7条関係） 久留米市青少年ふれあいセンター使用料 | | | | 別表第1（第8条関係） 久留米市城島ふれあいセンター使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から</th> <th>午後1時から</th> <th>午後6時から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後1時まで</td> <td></td> <td>午後6時まで</td> <td>午後10時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | 区分 | 午前9時から | 午後1時から | 午後6時から | 午後1時まで | | 午後6時まで | 午後10時まで | | | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>和室B</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>和室C</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>和室D</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>和室E</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>和室F</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>第1講習室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>第2講習室</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 使用料（1時間につき） | 視聴覚室 | 200円 | 和室A | 200円 | 和室B | 200円 | 和室C | 200円 | 和室D | 200円 | 和室E | 100円 | 和室F | 100円 | 軽運動室 | 300円 | 調理実習室 | 200円 | 第1講習室 | 200円 | 第2講習室 | 200円 |
| 区分 | 午前9時から | 午後1時から | 午後6時から | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 午後1時まで | | 午後6時まで | 午後10時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 使用料（1時間につき） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視聴覚室 | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室A | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室B | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室C | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室D | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室E | 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室F | 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽運動室 | 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調理実習室 | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1講習室 | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2講習室 | 200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tbody> <tr> <td>食堂兼 研修室</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚 室</td> <td>1,300円</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td>1,300円</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>和室B</td> <td>1,300円</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>和室C</td> <td>1,300円</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>和室D</td> <td>1,300円</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>和室E</td> <td>500円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>和室F</td> <td>300円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 食堂兼 研修室 | 2,000円 | 2,500円 | 2,800円 | 視聴覚 室 | 1,300円 | 1,500円 | 1,800円 | 和室A | 1,300円 | 1,500円 | 1,800円 | 和室B | 1,300円 | 1,500円 | 1,800円 | 和室C | 1,300円 | 1,500円 | 1,800円 | 和室D | 1,300円 | 1,500円 | 1,800円 | 和室E | 500円 | 800円 | 1,000円 | 和室F | 300円 | 500円 | 500円 | <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房を使用する場合の使用料の額は、上記の使用料に当該使用料に2分の1を乗じて得た額を加算した額とする。 2 使用時間が1つの使用時間帯の区分の時間に満たない場合であっても、当該時間帯に定める額を使用料とする。 3 上記の金額は、消費税等額を含む。 | | | | | |
| 食堂兼 研修室 | 2,000円 | 2,500円 | 2,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視聴覚 室 | 1,300円 | 1,500円 | 1,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室A | 1,300円 | 1,500円 | 1,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室B | 1,300円 | 1,500円 | 1,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室C | 1,300円 | 1,500円 | 1,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室D | 1,300円 | 1,500円 | 1,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室E | 500円 | 800円 | 1,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室F | 300円 | 500円 | 500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | | | 改正後（案） | | | | |
|---------------------------------------------------------------------|------------|------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------|--|--|
| <u>別表第2（第7条関係）</u> | | | <u>別表第2（第8条関係）</u> | | | | |
| <u>久留米市青少年ふれあいセンター宿泊施設使用料</u> | | | <u>久留米市城島ふれあいセンター宿泊使用料</u> | | | | |
| 幼、小、中学校 | 高校、大学生、青 | 一般成人 | 4歳以上15歳 | 15歳以上20歳以上の者 | | | |
| 年 | | | 未満の者（中学校） | 歳未満の者（中学） | （大学に在学する） | | |
| 1人1泊につき | 1人1泊につき | 1人1泊につき | に在籍する15校に在籍する者 | 者を除く。） | | | |
| 300円 | 410円 | 510円 | 歳以上の者を含 | を除く。）又は大 | | | |
| <u>備考</u> | | | む。） | 学に在学する者 | | | |
| 1 「幼、小、中学校」とは、4歳以上小学校就学の始期に達するまでの者並びに小学校及び中学校に在学している者をいう。 | | | 1人1泊につき | 1人1泊につき | 1人1泊につき | | |
| 2 「高校、大学生、青年」とは、15歳以上20歳未満の者（中学校に在学している者を除く。）及び20歳以上で大学に在学している者をいう。 | | | 300円 | 410円 | 510円 | | |
| 3 「一般成人」とは、20歳以上の者をいう。ただし、大学に在学している者は含まない。 | | | <u>備考</u> | | | | |
| 4 上記の金額は、食費及びシーツ等の洗濯費は含まない。 | | | 1 | 宿泊使用者は、宿泊研修の活動に必要な範囲内で、別表第1に掲げる施設のうち視聴覚室及び和室Aから和室Fまでを使用することができる。 | | | |
| 5 宿泊使用者は、別表第1の使用料を免除する。 | | | 2 | 宿泊使用料は、備考1の規定により使用する施設の使用料を含むものとする。 | | | |
| 6 上記の金額は、消費税等額を含む。 | | | 3 | 中学校及び大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の中学校及び大学をいう。 | | | |
| | | | 4 | 上記の金額は、食費及びシーツ等の洗濯費は含まない。 | | | |
| | | | 5 | 上記の金額は、消費税等額を含む。 | | | |
| | | | <u>別表第3（第8条関係）</u> | | | | |
| <u>久留米市城島ふれあいセンター天文台使用料</u> | | | <u>久留米市城島ふれあいセンター天文台使用料</u> | | | | |
| 区分 | 基本使用料 | 超過料金 | 区分 | 基本使用料 | 超過料金 | | |
| 大型望遠鏡 | 1回につき2時間まで | 30分ごとに 2,050円 | 大型望遠鏡 | 1回につき2時間まで | 30分ごとに 510円 | | |
| 小型望遠鏡 | 1回につき2時間まで | 30分ごとに 820円 | 小型望遠鏡 | 1回につき2時間まで | 30分ごとに 100円 | | |
| 太陽観測装置 | 1回につき2時間まで | 30分ごとに 2,050円 | 太陽観測装置 | 1回につき2時間まで | 30分ごとに 510円 | | |
| <u>備考</u> | | | 上記の金額は、消費税等額を含む。 | | | | |

第 6 2 号議案

久留米市働く女性の家条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 8 月 21 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市働く女性の家の用途を生涯学習センター又はふれあいセンターに変更するため、条例を廃止しようとすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市働く女性の家条例を廃止する条例

久留米市働く女性の家条例を廃止する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市働く女性の家条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成26年　月　日

久留米市長　檜原　利則

提案理由

久留米市働く女性の家の用途を生涯学習センター又はふれあいセンターに変更するため、条例を廃止しようとするものである。

久留米市働く女性の家条例を廃止する条例

久留米市働く女性の家条例（平成16年久留米市条例第110号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第 6 3 号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 8 月 21 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年　　月　　日

久留米市長　檜　原　利　則

提案理由

久留米市荘島体育館他3施設の料金区分を変更し、並びに久留米市山本運動広場及び久留米市東部運動公園を設置するため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

久留米市体育施設条例（昭和41年久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表久留米市西田体育館の項の次に次のように加える。

| | |
|------------|------------------|
| 久留米市山本運動広場 | 久留米市山本町豊田1337番地 |
| 久留米市東部運動公園 | 久留米市田主丸町中尾1270番地 |

第16条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 久留米市山本運動広場

第24条中「委員会」を「市長又は委員会」に改める。

別表第1中

「

| | |
|-----------------|----------------------------------------------|
| 久留米市田主丸多目的グラウンド | 11月から2月までは、9時から17時まで 3月から10月までは、9時から19時まで |
|-----------------|----------------------------------------------|

】

を

「

| | |
|-----------------|----------------------|
| 久留米市山本運動広場 | 11月から2月までは、9時から17時まで |
| 久留米市東部運動公園 | 3月から10月までは、9時から17時まで |
| 久留米市田主丸多目的グラウンド | 3月から10月までは、9時から19時まで |
| | |

】

に改める。

別表第2中

「

久留米市西田体育館

を

「

久留米市西田体育館

久留米市山本運動広場

久留米市東部運動公園

に改める。

別表第3中

「

| | | | | | |
|---------------------------|----------|----------|--------|--------|--------|
| 久留 米市 荘島 体育 館 | アリ ーナ | 全面使 用 | 1,020円 | 1,020円 | 1,020円 |
| | | 半面使 用 | 510円 | 510円 | 510円 |

を

「

| | | | |
|---------------------------|----------|----------|-----------------------------------|
| 久留 米市 荘島 体育 館 | アリ ーナ | 全面使 用 | 2時間につき 510円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | | 半面使 用 | 2時間につき 250円 (以後2時間を単位として同額を加算) |

に、

「

| | | | | | |
|----|----|-----|--------|--------|--------|
| 久留 | アリ | 全面使 | 1,850円 | 1,850円 | 1,850円 |
|----|----|-----|--------|--------|--------|

」を
「

| | | | | | |
|---------------------------|----|------------|------|------|------|
| 米市 西部 地区 体育 館 | 一ナ | 用 | | | |
| | | 半面使 用 | 920円 | 920円 | 920円 |
| | | 1／4 面使用 | 460円 | 460円 | 460円 |

を

「

| | | | |
|---------------------------------|----------|------------|-----------------------------------|
| 久留 米市 西部 地区 体育 館 | アリ 一ナ | 全面使 用 | 2時間につき 920円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | | 半面使 用 | 2時間につき 460円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | | 1／4 面使用 | 2時間につき 230円 (以後2時間を単位として同額を加算) |

に、

「

| | | | | |
|---------------------------|------|------|------|------|
| 久留 米市 西田 体育 館 | 全面使用 | 520円 | 520円 | 750円 |
| | 半面使用 | 300円 | 300円 | 440円 |

を

「

| | | |
|----------------|------|-----------------------------------|
| 久留 米市 西田 | 全面使用 | 2時間につき 260円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | 半面使用 | 2時間につき 150円 |

| | |
|-----|----------------------|
| 体育館 | (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
|-----|----------------------|

」

に改める。

別表第 5 久留米市善導寺公園相撲場の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------|------|------------------|
| 久留米市東部 | 全面使用 | 2 時間につき 1, 020 円 |
| 運動公園 | 半面使用 | 2 時間につき 510 円 |

別表第 6 を次のように改める。

別表第 6 (第 16 条関係)

久留米市みづま総合体育館利用料金

| 区分 | | | 利用料金 | |
|---------------------|-----------------------|--------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------|
| スポーツ | メイ | 占有使用 (観客 席、ラン ニングコ ースを含 む。) | 入場料を 徴収しな い場合 | 2 時間につき 2, 310 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| に利 用す る場 合 | ン ア リ 一 ナ | | 入場料を 徴収する 場合 | 2 時間につき 4, 620 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| | | 部分使用 | 全面使用 | 2 時間につき 1, 330 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| | | | 半面使用 | 2 時間につき 660 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| | | 1 / 4 面 使用 | | 2 時間につき 330 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| | | 個人使用 | | 2 時間につき 200 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| サ ブ ア | 占 有 使 用 | 入場料を 徴収しな い場合 | | 2 時間につき 560 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |

| | | |
|------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------|
| リ ー ナ | 入場料を 徴収する 場合 | 2時間につき 1,130円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | 部分使 用 | 半面使用 2時間につき 280円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | | 1／4面 使用 2時間につき 140円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | 個人使用 | 2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| その 他 メ イ ン ア リ ー ナ | 占有使 用 | 入場料を 徴収しな い場合 2時間につき 9,250円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | | 入場料を 徴収する 場合 2時間につき 18,510円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | | 入場料を 徴収しな い場合 2時間につき 2,260円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | サ ブ ア リ ー ナ | 入場料を 徴収する 場合 2時間につき 4,520円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| 附属 施設 | 怪運動室・研修室 | |
| | 1時間につき 200円 (以後1時間を単位として同額を加算) | |
| | 役員室 | 占有使用 2時間につき 410円 時以外 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| トレーニン グ室 | | 個人使用 2時間につき 200円 (以後1時間を単位として100円を |

| | | |
|-----------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| | | 加算) |
| | 回数券(2 時間分の 使用券1 1枚づ り) | 2,000円 |
| ランニング コース | 個人使用 回数券(2 時間分の 使用券1 1枚づ り) | 2時間につき 100円 (以後2時間を単位として同額を加算) 1,000円 |
| 温水シャワー設備 | 5分につき 1機 | 100円 |
| 放送設備 | 1日につき 1式 | 300円 |
| 電光得点表示盤 | 1日につき 1式 | 510円 |
| 30秒タイマー計 | 1日につき 1式 | 100円 |
| ファール回数表示器 | 1日につき 1式 | 100円 |
| タイムアウト要求器 | 1日につき 1式 | 100円 |
| スクリーン | 1日につき 1式 | 100円 |
| 長机 | 1日につき 1台 | 20円 |
| 椅子 | 1日につき 1脚 | 10円 |
| バスケットボールゴー ル | 1日につき 1式 | 300円 |
| フロアシート | 1日につき 1枚 | 100円 |
| 電源 | 1日につき 1キロワット | 250円 |
| 冷暖 房設 | メインアリーナ サブアリーナ | 1時間につき 4,620円 1時間につき 1,540円 |

| | | |
|---|----------|-------------|
| 備 | 軽運動室・研修室 | 1時間につき 150円 |
|---|----------|-------------|

備考

- 1 使用者が使用する際（バレー、バスケットボール、バドミントン、卓球、ハンドボール及びアマチュアスポーツのために使用する場合を除く。）、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、最高額の入場料又はこれに相当する料金に50を乗じて得た額に使用日数を乗じて得た額を加算する。
- 2 特別の事情により、開館時間以外の時間に使用する場合は、1時間につき、この表で定める利用料金の1時間当たりの金額を利用料金の額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てる。
- 3 ランニングコースは、他施設の使用者が使用する場合は無料とする。
- 4 バスケットボールゴールの利用料金は、占有使用以外のときは無料とする。
- 5 電源の利用料金は、電力消費量が1キロワットに満たないときは無料とする。
- 6 上記の金額は、消費税等額を含む。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

久留米市体育施設条例（昭和41年条例第11号）新旧対照表

| | 現行 | 改正後（案） |
|-------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○久留米市体育施設条例 (名称及び位置) | ○久留米市体育施設条例 (名称及び位置) | <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】 (使用料)</p> <p>第16条</p> <p>2 次の各号に掲げる体育施設の使用料は、無料とする。</p> <p>(1) 久留米市北野ゲートボール場 (2) 久留米市北野筑後川グラウンド (3) 久留米市北野筑後川グラウンド</p> <p>(委任)</p> <p>第24条 この条例の施行に必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>別表第1（第5条関係） 体育施設の開館時間 【別記2 参照】 別表第2（第5条関係） 体育施設の休館日</p> |

【別記3 参照】
別表第3（第12条関係）
指定管理施設利用料金（久留米市野球場及び久留米市みづま総合体育館を除く。）

指定管理施設利用料金（久留米市野球場及び久留米市みづま総合体育館を除く。）
別表第3（第12条関係）
指定管理施設利用料金（久留米市野球場及び久留米市みづま総合体育館を除く。）

【別記4 参照】
別表第5（第16条関係）
体育施設の使用料（指定管理施設を除く。）

【別記5 参照】
別表第5（第16条関係）
体育施設の使用料（指定管理施設を除く。）

【別記6 参照】
別表第6（第16条関係）
久留米市みづま総合体育館利用料金

【別記7 参照】
別表第6（第16条関係）
久留米市みづま総合体育館利用料金

備考

1 使用者が使用する際（バレー、ハンドボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、ハンドボール及びアマチュアスポーツのために使用する場合を除く。）、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、最高額の入場料又はこれに相当する料金に50を乗じて得た額に使用日数を乗じて得た額を加算する。

2 特別の事情により、使用時間の区分以外の時間に使用する場合は、1時間を単位として、17時30分から21時30分までの定められた料金を4で除して得た金額を利用料金の額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てる。

【別記3 参照】
別表第3（第12条関係）
指定管理施設利用料金（久留米市野球場及び久留米市みづま総合体育館を除く。）

指定管理施設利用料金（久留米市野球場及び久留米市みづま総合体育館を除く。）
別表第3（第12条関係）
指定管理施設利用料金（久留米市野球場及び久留米市みづま総合体育館を除く。）

【別記4 参照】
別表第5（第16条関係）
体育施設の使用料（指定管理施設を除く。）

【別記5 参照】
別表第5（第16条関係）
体育施設の使用料（指定管理施設を除く。）

【別記6 参照】
別表第6（第16条関係）
久留米市みづま総合体育館利用料金

【別記7 参照】
別表第6（第16条関係）
久留米市みづま総合体育館利用料金

1 使用者が使用する際（バレー、ハンドボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、ハンドボール及びアマチュアスポーツのために使用する場合を除く。）、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、最高額の入場料又はこれに相当する料金に50を乗じて得た額に使用日数を乗じて得た額を加算する。

2 特別の事情により、開館時間以外の時間に使用する場合は、1時間につき、この表で定める利用料金の1時間当たりの金額を利用料金の額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てる。

てる。
3 ランニングコースは、他施設の使用者が使用する場合は無料とする。

4 パスケットボールゴールの利用料金は、占有使用以外のときは無料とする。

5 電源の利用料金は、電力消費量が 1 kWに満たないときは無料とする。

6 上記の金額は、消費税等額を含む。

3 ランニングコースは、他施設の使用者が使用する場合は無料とする。

4 パスケットボールゴールの利用料金は、占有使用以外のときは無料とする。

5 電源の利用料金は、電力消費量が 1 kWに満たないときは無料とする。

6 上記の金額は、消費税等額を含む。

【別記1】

| 現行 | 名称 | 位置 |
|-----------------|--------------------|----|
| 久留米市みづま総合体育館 | 久留米市三潴町玉満2593番地1 | |
| 久留米市弓道場 | 久留米市合川町2257番地3 | |
| 久留米市鶴島体育館 | 〃 荘島町11番地1 | |
| 久留米市武道館 | 〃 合川町2282番地1 | |
| 久留米市野球場 | 〃 合川町2299番地1 | |
| 久留米市東部地区体育館 | 山本町耳納1063番地1 | |
| 久留米市西部地区体育館 | 〃 大善寺町藤吉434番地 | |
| 久留米市旭町テニスコート | 小森町2551番地5 | |
| 久留米市筑後川漕艇場 | 瀬下町272番地7 | |
| 久留米市善導寺公園相撲場 | 善導寺町与田183番地4 | |
| 久留米市西田テニスコート | 梅端町82番地1 | |
| 久留米市西田体育館 | 久留米市梅満町70番地4 | |
| 久留米市田主丸ソフトボール場 | 久留米市田主丸町常盤1111番地1 | |
| 久留米市田主丸武徳館 | 久留米市田主丸町田主丸65番地2 | |
| 久留米市田主丸多目的運動室 | 久留米市田主丸町田主丸459番地11 | |
| 久留米市田主丸テニスコート | 久留米市田主丸町田主丸57番地1 | |
| 久留米市田主丸多目的グラウンド | 久留米市田主丸町船越193番地2 | |

| | |
|----------------|-------------------|
| 久留米市田主丸体育館 | 久留米市田主丸町船越193番地2 |
| 久留米市柳瀬サッカーコート | 久留米市田主丸町八幡329番地1 |
| 久留米市北野グラウンド | 久留米市北野町今山74番地 |
| 久留米市北野テニスコート | 久留米市北野町今山74番地 |
| 久留米市北野ゲートボール場 | 久留米市北野町今山74番地 |
| 久留米市北野筑後川グラウンド | 久留米市北野町大城299番地4地先 |
| 久留米市北野武道場 | 久留米市北野町今山74番地 |
| 久留米市北野体育馆 | 久留米市北野町中3275番地 |
| 久留米市城島体育馆 | 久留米市城島町船津1468番地 |
| 久留米市城島テニスコート | 久留米市城島町船津1460番地 |
| 久留米市城島ゲートボール場 | 久留米市城島町船津466番地7 |
| 久留米市三潴ゲートボール場 | 久留米市三潴町玉満2922番地2 |

改正後（案）

| 名称 | 位置 |
|--------------|------------------|
| 久留米市みづま総合体育馆 | 久留米市三潴町玉満2593番地1 |
| 久留米市弓道場 | 久留米市合川町2257番地3 |
| 久留米市莊島体育馆 | " 莊島町11番地1 |
| 久留米市武道館 | " 合川町2282番地1 |
| 久留米市野球場 | 合川町2299番地1 |

| | |
|---------------|---------------------|
| 久留米市東部地区体育館 | # 山本町耳納1063番地1 |
| 久留米市西部地区体育館 | # 大善寺町藤吉434番地 |
| 久留米市旭町テニスコート | # 小森野町2551番地5 |
| 久留米市筑後川漕艇場 | # 濱下町272番地7 |
| 久留米市善導寺公園相撲場 | # 善導寺町与田183番地4 |
| 久留米市西田テニスコート | # 梅満町82番地1 |
| 久留米市西田体育館 | # 梅満町梅満町70番地4 |
| 久留米市山本運動広場 | # 久留米市山本町豊田1337番地 |
| 久留米市東部運動公園 | # 久留米市主丸町中尾1270番地 |
| 久留米市主丸ソフトボール場 | # 久留米市主丸町常盤1111番地1 |
| 久留米市主丸武徳館 | # 久留米市主丸町田主丸65番地2 |
| 久留米市主丸多目的運動室 | # 久留米市主丸町田主丸459番地11 |
| 久留米市主丸テニスコート | # 久留米市主丸町田主丸57番地1 |
| 久留米市柳瀬サッカーコート | # 久留米市主丸町船越193番地2 |
| 久留米市主丸体育館 | # 久留米市主丸町船越193番地2 |
| 久留米市北野グラウンド | # 久留米市北野町今山74番地 |
| 久留米市北野テニスコート | # 久留米市北野町今山74番地 |
| 久留米市北野ゲートボール場 | # 久留米市北野町今山74番地 |

| | |
|----------------|---------------------|
| 久留米市北野筑後川グラウンド | 久留米市北野町大城2 9 9番地4地先 |
| 久留米市北野武道場 | 久留米市北野町今山7 4番地 |
| 久留米市北野体育館 | 久留米市北野町中3 2 7 5番地 |
| 久留米市城島体育館 | 久留米市城島町船津1 4 6 8番地 |
| 久留米市城島テニスコート | 久留米市城島町船津1 4 6 0番地 |
| 久留米市城島グートボール場 | 久留米市城島町船津4 6 6番地7 |
| 久留米市三潴グートボール場 | 久留米市三潴町玉満2 9 2 2番地2 |

【別記2】

現行

| 体育施設の名称 | 開館時間 |
|--------------|-----------|
| 久留米市注島体育館 | 9時から21時まで |
| 久留米市東部地区体育館 | |
| 久留米市西部地区体育館 | |
| 久留米市旭町テニスコート | |
| 久留米市境後川漕艇場 | |
| 久留米市善導寺公園相撲場 | |
| 久留米市西田テニスコート | |
| 久留米市西田体育館 | |
| 久留米市弓道場 | |

| | | |
|-----------------|----------------------------------------------|-----------|
| 久留米市武道館 | | |
| 久留米市野球場 | | |
| 久留米市みづま総合体育馆 | 9時から21時30分まで | 9時から22時まで |
| 久留米市田主丸ソフトボール場 | | |
| 久留米市田主丸武徳館 | | |
| 久留米市田主丸多目的運動室 | | |
| 久留米市田主丸テニスコート | | |
| 久留米市田主丸体育馆 | | |
| 久留米市北野武道場 | | |
| 久留米市北野体育馆 | | |
| 久留米市城島体育馆 | | |
| 久留米市北野グラウンド | 9時から22時まで。ただし、照明設備については、21時30分までとする。 | |
| 久留米市北野テニスコート | | |
| 久留米市城島テニスコート | | |
| 久留米市田主丸多目的グラウンド | 11月から2月までは、9時から17時まで 3月から10月までは、9時から19時まで | |
| 久留米市柳瀬サッカーコート | 11月から2月までは、7時から17時まで 3月から10月までは、6時から19時まで | |
| 久留米市北野筑後川グラウンド | | |
| 久留米市北野ゲートボール場 | | |
| 久留米市城島ゲートボール場 | | |

久留米市三潴ゲートボール場

改正後（案）

| 体育施設の名称 | 開館時間 |
|----------------|--------------|
| 久留米市荘島体育館 | 9時から21時まで |
| 久留米市東部地区体育館 | |
| 久留米市西部地区体育館 | |
| 久留米市旭町テニスコート | |
| 久留米市筑後川漕艇場 | |
| 久留米市善導寺公園相撲場 | |
| 久留米市西田テニスコート | |
| 久留米市西田体育館 | |
| 久留米市弓道場 | |
| 久留米市武道館 | |
| 久留米市野球場 | |
| 久留米市みづま総合体育館 | 9時から21時30分まで |
| 久留米市田主丸ソフトボール場 | 9時から22時まで |
| 久留米市田主丸武徳館 | |
| 久留米市田主丸多目的運動室 | |
| 久留米市田主丸テニスコート | |

| | | |
|-----------------------------|-----------------------------------------------|-----|
| 久留米市田主丸体育館 | | |
| 久留米市北野武道場 | | |
| 久留米市北野体育館 | | |
| 久留米市城島体育館 | 9時から22時まで。ただし、照明設備については、21時30分までとする。 | |
| 久留米市北野グラウンド 久留米市北野テニスコート | | |
| 久留米市城島テニスコート | | |
| 久留米市山本運動広場 | 1.1月から2月までは、9時から17時まで 3月から10月までは、9時から19時まで | |
| 久留米市東部運動公園 | | |
| 久留米市田主丸多目的グラウンド | | |
| 久留米市柳瀬サッカーコート | 1.1月から2月までは、7時から17時まで 3月から10月までは、6時から19時まで | |
| 久留米市北野筑後川グラウンド | | |
| 久留米市北野ゲートボール場 | | |
| 久留米市城島ゲートボール場 | | |
| 久留米市三潴ゲートボール場 | | |
| 【別記3】 | | |
| 現行 | 体育施設の名称 | 休館日 |
| 久留米市城島体育館 | 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） | |

| |
|-----------------|
| 久留米市東部地区体育馆 |
| 久留米市西部地区体育馆 |
| 久留米市旭町テニスコート |
| 久留米市筑後川漕艇場 |
| 久留米市善導寺公園相撲場 |
| 久留米市西田テニスコート |
| 久留米市西田体育馆 |
| 久留米市田主丸武德館 |
| 久留米市田主丸多目的運動室 |
| 久留米市柳瀬サッカーコート |
| 久留米市北野グラウンド |
| 久留米市北野テニスコート |
| 久留米市北野ゲートボール場 |
| 久留米市北野筑後川グラウンド |
| 久留米市北野武道場 |
| 久留米市北野体育馆 |
| 久留米市みづま総合体育馆 |
| 久留米市田主丸テニスコート |
| 久留米市田主丸多目的グラウンド |
| 久留米市田主丸体育馆 |

| 久留米市城島体育館 | |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 久留米市城島テニスコート | |
| 久留米市城島グートボール場 | |
| 久留米市三瀬グートボール場 | |
| 久留米市弓道場 | (1) 火曜日（その日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日とする。) (2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） |
| 久留米市武道館 | |
| 久留米市野球場 | |
| 久留米市主丸ソフトボール場 | (1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） (2) 照明設備については、5月から10月までの日曜日、月曜日及び国民の祝日は使用しないものとする。 |
| 改正後（案） | |
| 体育施設の名称 | 休館日 |
| 久留米市荘島体育館 | |
| 久留米市東部地区体育館 | 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） |
| 久留米市西部地区体育館 | |
| 久留米市担町テニスコート | |
| 久留米市筑後川漕艇場 | |
| 久留米市善導寺公園相撲場 | |
| 久留米市西田テニスコート | |

| |
|-----------------|
| 久留米市西田体育館 |
| 久留米市山本運動広場 |
| 久留米市東部運動公園 |
| 久留米市田主丸武德館 |
| 久留米市田主丸多目的運動室 |
| 久留米市柳瀬サッカーコート |
| 久留米市北野グラウンド |
| 久留米市北野テニスコート |
| 久留米市北野ゲートボール場 |
| 久留米市北野筑後川グラウンド |
| 久留米市北野武道場 |
| 久留米市北野体育館 |
| 久留米市みづま総合体育館 |
| 久留米市田主丸テニスコート |
| 久留米市田主丸多目的グラウンド |
| 久留米市田主丸体育館 |
| 久留米市城島体育館 |
| 久留米市城島テニスコート |
| 久留米市城島ゲートボール場 |
| 久留米市三潴ゲートボール場 |

| | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 久留米市弓道場 | (1) 火曜日（その日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日とする。） (2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） |
| 久留米市武道館 | (1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） (2) 照明設備については、5月から10月までの日曜日、月曜日及び国民の祝日は使用しないものとする。 |
| 久留米市野球場 | |

【別記4】

| 現行 | | 使用時間 9時から13時まで | 13時から17時まで | 17時から21時まで |
|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 区分 | | | | |
| 久留米市 | アリーナ | 全面使用 1,020円 | 1,020円 | 1,020円 |
| 佐島体育館 | 半面使用 510円 | 510円 | 510円 | 510円 |
| 卓球に利用する場合（競技大会利用の場合を除く。） | 卓球台1台につき2時間 (以後2時間を単位として同額を加算) | 卓球台1台につき2時間 (以後2時間を単位として同額を加算) | 卓球台1台につき2時間 (以後2時間を単位として同額を加算) | 卓球台1台につき2時間 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| 個人利用 | 2時間につき200円 (以後2時間を単位として同額を加算) | 2時間につき200円 (以後2時間を単位として同額を加算) | 2時間につき200円 (以後2時間を単位として同額を加算) | 2時間につき200円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| 卓球場 | | | | |
| 個人利用 | | | | |

| | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------|
| | | (以後2時間を単位として同額を加算) |
| 卓球以外に利用する場合（1室につき） | 卓球以外に利用する場合（1室につき） | 2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| 卓球を利用する場合 | 卓球を利用する場合 | 卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| 個人利用 | 個人利用 | 2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| 卓球以外に利用する場合（1室につき） | 卓球以外に利用する場合（1室につき） | 2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| 個人利用 | 個人利用 | 2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| 回数券（2時間分の利用券1枚つづり） | 回数券（2時間分の利用券1枚つづり） | 2,000円 |
| 冷暖房設備（卓球場及び軽運動室を卓球以外で利用する場合1室につき） | 冷暖房設備（卓球場及び軽運動室を卓球以外で利用する場合1室につき） | 1時間につき 150円 |
| 温水シャワー設備（1機につき） | 温水シャワー設備（1機につき） | 5分につき 100円 |
| アリーナ | アリーナ | 全面使用 1,840円 半面使用 920円 1／4面使用 460円 |
| 久留米市西部地区体育館 | 久留米市西部地区体育館 | 個人利用料金 2時間につき 100円 |

| | | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------|
| | | | (以後2時間を単位として同額を加算) |
| トレーニング室（1人につき） | | 2時間につき 200円 (以後1時間を単位として100円を加算) | |
| 健康体力相談室・体力測定室（1室につき） | | 2時間につき 410円 (以後1時間を単位として200円を加算) | |
| 会議室・研修室（1室につき） | | 2時間につき 410円 (以後1時間を単位として200円を加算) | |
| 温水シャワー設備（1機につき） | | 5分につき 100円 | |
| 冷暖房設備（健康体力相談室・体力測定室及び会議室・研修室）（1室につき） | | 1時間につき 150円 | |
| 久留米市西田体育馆 | 全面使用 | 520円 | 520円 750円 |
| | 半面使用 | 300円 | 300円 440円 |
| 久留米市武道館 | 専用利用料金 面使用 | 柔道場又は剣道場（全入場料を徴収しない場合） 入場料を徴収する場合 | 750円 2,260円 750円 2,260円 950円 2,910円 |
| | 柔道場又は剣道場（半入場料を徴収しない場合） 面使用 | | 440円 440円 1,340円 1,340円 570円 1,730円 |

| | | 合 | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------|---------|---------|
| 小道場 | | | 3 0 0 円 | 5 1 0 円 |
| 研修室（1室につき） | | | 2 0 0 円 | 3 0 0 円 |
| 個人利用料金 | | 利用券(／単券 50円 (2時間以内)／回数券 11枚 510円／ | | |
| 温水シャワー設備（1機につき） | | 5分につき 100円 | | |
| 久留米市 弓道場 | 専用利用料金 個人利用料金 | 2時間につき 50円 (以後2時間を単位として同額を加算) | 5 2 0 円 | 7 5 0 円 |
| 久留米市 中央公園 内の補助 競技場照 明設備 | 全面利用料金 | 2時間以内 5,400円 | | |
| 久留米市 中央公園 内のテニ スコート 照明設備 | 半面利用料金 内 の補助 競技場照 明設備 | 2時間以内 3,240円 | | |
| 久留米市 旭町テニ | 専用利用料金（一面につき） 個人利用料金（1人につき） | 2時間以内 850円 2時間以内 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | |
| | | 2時間につき 410円 | | |

| | | |
|--------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| スコート 久留米市 西田テニ スコート | 専用利用料金（一面につき） 温水シャワー設備（1機につき） | 2時間につき 520円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| 久留米市 筑後川漕 艇場 | 専用利用料金 冷暖房利用料金 | 5分につき 100円 1時間につき 200円 200円 300円 |
| 中干出公 園及び大 島公園内 の多目的 広場照明 設備 | 専用利用料金 | 30分につき 1,080円 (以後30分を単位として同額を加算) |
| 西国分小 学校の運 動場照明 設備 | 全灯使用 半灯使用 | 30分につき 1,080円 (以後30分を単位として同額を加算) 30分につき 520円 (以後30分を単位として同額を加算) |
| 荒木中学 校の運動 場照明設 | 全灯使用 半灯使用 | 30分につき 2,160円 (以後30分を単位として同額を加算) 30分につき 1,640円 |

| 備 | | (以後30分を単位として同額を加算) |
|-----------------|----------------|--------------------|
| 久留米市田主丸ソフトボール場 | 全面使用 | 2時間につき410円 |
| | 半面使用 | 2時間につき200円 |
| | 照明設備 (全面につき) | 30分につき1,020円 |
| | 照明設備 (半面につき) | 30分につき510円 |
| 久留米市田主丸テニスコート | オムニコート (1面につき) | 1時間につき200円 |
| | クレイコート (1面につき) | 1時間につき100円 |
| | 照明設備 (1面につき) | 1時間につき200円 |
| 久留米市田主丸武徳館 | 専用使用 | 2時間につき200円 |
| | 全面使用 | 2時間につき410円 |
| | 半面使用 | 2時間につき200円 |
| | 冷暖房設備 | 1時間につき820円 |
| 久留米市田主丸多目的運動室 | 温水シャワー設備 | 5分につき1機 100円 |
| | 全面使用 | 2時間につき820円 |
| | 半面使用 | 2時間につき410円 |
| 久留米市田主丸多目的グラウンド | 専用使用 | 2時間につき200円 |
| | 全面使用 | 2時間につき410円 |
| | 半面使用 | 2時間につき200円 |
| 久留米市城島体育館 | 全面使用 | 2時間につき410円 |
| | 半面使用 | 2時間につき200円 |
| | 個人使用 | 2時間につき50円 |
| 久留米市城島テニスコート | 1面につき | 1時間につき200円 |

| 改正後 (案) | | 照明設備 (1面につき) 1時間につき200円 | | |
|-------------------|---------------------------|-------------------------------------------|------------|------------|
| 区分 | | 使用時間 9時から13時まで | 13時から17時まで | 17時から21時まで |
| 久留米市 庄島体育 館 | アリーナ | 全面使用 2時間につき 510円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | |
| | 半面使用 | 2時間につき 250円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | |
| | 卓球を利用する場合 (競技大会利用の場合は除く。) | 卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | |
| | 個人利用 | 2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | |
| | 卓球場 | 卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | |
| | 個人利用 | 2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | |
| | 卓球以外に利用する場合 (1室につき) | 2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | |
| | 軽運動室 | 卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | |

| | | |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | 個人利用 | 2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | 卓球以外に利用する場合（1室につき） | 2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| トレーニング室 | 個人利用 | 2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | 回数券（2時間分の利用券1枚つづり） | 2,000円 |
| | 冷暖房設備（卓球場及び軽運動室を卓球以外で利用する場合1室につき） | 1時間につき 150円 |
| | 温水シャワー設備（1機につき） | 5分につき 100円 |
| 久留米市 西部地区 体育館 | アリーナ 全面使用 | 2時間につき 920円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | 半面使用 | 2時間につき 460円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | 1／4面使用 | 2時間につき 230円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | 個人利用料金 | 2時間につき 100円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | トレーニング室（1人につき） | 2時間につき 200円 |

| | | | | | |
|--------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | | (以後1時間を単位として100円を加算) | | | |
| 健康体力相談室・体力測定室（1室につき） | 2時間につき 410円 | (以後1時間を単位として200円を加算) | | | |
| 会議室・研修室（1室につき） | 2時間につき 410円 | (以後1時間を単位として200円を加算) | | | |
| 温水シャワー設備（1機につき） | 5分につき 100円 | | | | |
| 冷暖房設備（健康体力相談室・体力測定室及び会議室・研修室）（1室につき） | 1時間につき 150円 | | | | |
| 久留米市 西田体育 館 | 全面使用 半面使用 | 2時間につき 260円 (以後2時間を単位として同額を加算) 2時間につき 150円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | | |
| 久留米市 武道館 | 専用利用料金 柔道場又は剣道場 面使用 | 入場料を徴収しない 場合 入場料を徴収する場 合 柔道場又は剣道場 面使用 | 750円 2,260円 440円 1,340円 | 750円 2,260円 440円 1,340円 | 950円 2,910円 570円 1,730円 |

| | | | | |
|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------|-------|
| | 小道場 | 3 00円 | 3 00円 | 5 10円 |
| | 研修室（1室につき） | 2 00円 | 2 00円 | 3 00円 |
| 個人利用料金 | 利用券{／単券 50円 (2時間以内)／回数券 11枚 510円／ | | | |
| 温水シャワー設備（1機につき） | 5分につき 100円 | | | |
| 専用利用料金 | | 5 20円 | 5 20円 | 7 50円 |
| 個人利用料金 | 2時間につき 50円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | | |
| 久留米市 | | | | |
| 弓道場 | 全面利用料金 | 2時間以内 5,400円 | | |
| | 半面利用料金 | 2時間以内 3,240円 | | |
| 久留米市 | | | | |
| 中央公園 | 内の補助 | | | |
| | 競技場照明設備 | | | |
| 久留米市 | 専用利用料金（一面につき） | 2時間以内 850円 | | |
| 中央公園 | 個人利用料金（1人につき） | 2時間以内 200円 | | |
| 内のテニスコート | | | | |
| | 照明設備 | | | |
| 久留米市 | 専用利用料金（一面につき） | 2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | |
| 旭町テニスコート | | | | |

| | | |
|--------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 久留米市 西田テニ スコート | 専用利用料金（一面につき） 温水シャワー設備（1機につき） | 2時間につき 520円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| 久留米市 筑後川漕 艇場 | 専用利用料金 冷暖房利用料金 | 5分につき 100円 1時間につき 100円 (以後1時間を単位として同額を加算) |
| 中干出公 園及び大 島公園内 の多目的 広場照明 設備 | 専用利用料金 | 30分につき 1,080円 (以後30分を単位として同額を加算) |
| 西国分小 学校の運動 場照明設 備 | 全灯使用 半灯使用 | 30分につき 1,080円 (以後30分を単位として同額を加算) 30分につき 520円 (以後30分を単位として同額を加算) |
| 荒木中学 校の運動 場照明設 備 | 全灯使用 半灯使用 | 30分につき 2,160円 (以後30分を単位として同額を加算) 30分につき 1,640円 (以後30分を単位として同額を加算) |

| | | |
|-----------------|--------------|------------|
| 久留米市田主丸ソフトボール場 | 全面使用 | 2時間につき410円 |
| | 半面使用 | 2時間につき200円 |
| 照明設備 (全面につき) | 30分につき1,020円 | |
| 照明設備 (半面につき) | 30分につき510円 | |
| オムニコート (1面につき) | 1時間につき200円 | |
| クレイコート (1面につき) | 1時間につき100円 | |
| 照明設備 (1面につき) | 1時間につき200円 | |
| 専用使用 | 2時間につき200円 | |
| 全面使用 | 2時間につき410円 | |
| 半面使用 | 2時間につき200円 | |
| 冷暖房設備 | 1時間につき820円 | |
| 温水シャワー設備 | 5分につき1機 100円 | |
| 久留米市田主丸多目的グラウンド | 2時間につき820円 | |
| 専用使用 | 2時間につき410円 | |
| 全面使用 | 2時間につき200円 | |
| 久留米市田主丸体育館 | 2時間につき410円 | |
| 全面使用 | 2時間につき200円 | |
| 半面使用 | 2時間につき200円 | |
| 個人使用 | 2時間につき50円 | |
| 久留米市城島テニスコート | 1面につき | 1時間につき200円 |
| 照明設備 (1面につき) | 1時間につき200円 | |

【別記6】

| 現行 | 施設名 | 区分 | 使用料 |
|--------------|-------------|--------------|-----|
| 久留米市善導寺公園相撲場 | 専用使用 | 1時間につき100円 | |
| 久留米市北野グラウンド | 全面使用 | 2時間につき410円 | |
| | 半面使用 | 2時間につき200円 | |
| | 照明設備（全面につき） | 30分につき1,020円 | |
| | 照明設備（半面につき） | 30分につき510円 | |
| 久留米市北野テニスコート | 1面につき | 1時間につき100円 | |
| | 照明設備（1面につき） | 1時間につき200円 | |
| 久留米市北野武道場 | 専用使用 | 2時間につき410円 | |
| 久留米市北野体育館 | 専用使用 | 2時間につき200円 | |

改正後（案）

| | 施設名 | 区分 | 使用料 |
|--------------|------|--------------|-----|
| 久留米市善導寺公園相撲場 | 専用使用 | 1時間につき100円 | |
| 久留米市東部運動公園 | 全面使用 | 2時間につき1,020円 | |
| | 半面使用 | 2時間につき510円 | |
| 久留米市北野グラウンド | 全面使用 | 2時間につき410円 | |

| | | |
|--------------|--------------|------------|
| | 半面使用 | 2時間につき200円 |
| 照明設備 (全面につき) | 30分につき1,020円 | |
| 照明設備 (半面につき) | 30分につき510円 | |
| | 1面につき | 1時間につき100円 |
| 照明設備 (1面につき) | 1時間につき200円 | |
| | 専用使用 | 2時間につき410円 |
| 専用使用 | 2時間につき200円 | |

【別記7】

| 現行 | | 使用時間 | 9時00分から | 13時15分から | 17時30分から | 17時30分から |
|-------------|---------|------------------------|----------------------------------|----------|----------|----------|
| 区分 | | 3時00分 | 17時15分 | 21時30分 | 21時30分 | |
| スポーツに利用する場合 | メインアリーナ | 占有使用（観客席、ランニングコースを含む。） | 占有料を徴収しない場合 | 4,620円 | 4,620円 | 4,620円 |
| | | 部分使用 | 入場料を徴収する場合 | 9,240円 | 9,240円 | 9,240円 |
| | | 全面使用 | | 2,670円 | 2,670円 | 2,670円 |
| | | 半面使用 | | 1,330円 | 1,330円 | 1,330円 |
| | | 1／4面使用 | | 660円 | 660円 | 660円 |
| | | 個人使用 | 2時間につき200円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | | |
| サブアリーナ | 占有使用 | 入場料を徴収しない場合 | | 1,130円 | 1,130円 | 1,130円 |

| | | | | | |
|----------|-----------------------------------|-------------------------------------|---------|---------|---------|
| ナ | 部分使用 | 入場料を徴収する場合 | 2,260円 | 2,260円 | 2,260円 |
| | | 半面使用 | 560円 | 560円 | 560円 |
| 個人使用 | 1／4面使用 | | 280円 | 280円 | 280円 |
| | | 2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | | |
| その他 | メインアリ ーナ | 占有使用 入場料を徴収しない場合 | 18,510円 | 18,510円 | 18,510円 |
| | サブアリー ナ | 占有使用 入場料を徴収しない場合 | 37,020円 | 37,020円 | 37,020円 |
| 附属施設 | 入場料を徴収する場合 | | 4,520円 | 4,520円 | 4,520円 |
| | 入場料を徴収する場合 | | 9,040円 | 9,040円 | 9,040円 |
| 役員室 | 1時間につき 200円 (以後1時間を単位として同額を加算) | | | | |
| | 占有使用時以外 | | 820円 | 820円 | 820円 |
| トレーニング室 | 個人使用 | 2時間につき 200円 (以後1時間を単位として100円を加算) | | | |
| | 回数券（2時間分の使用券1枚づり） | | | | 2,000円 |
| ランニングコース | 個人使用 | 2時間につき 100円 (以後2時間を単位として同額を加算) | | | |
| | 回数券（2時間分の使用券1枚づり） | | | | 1,000円 |
| 温水シャワー設備 | | 5分につき 1機 100円 | | | |
| | | 1日につき 1式 300円 | | | |

| | | |
|-------------|-------------------|----------------|
| 電光得点表示盤 | | 1日につき 1式 510円 |
| 30秒タイマー計 | | 1日につき 1式 100円 |
| ファール回数表示器 | | 1日につき 1式 100円 |
| タイムアウト要求器 | | 1日につき 1式 100円 |
| スクリーン | | 1日につき 1式 100円 |
| 長机 | | 1日につき 1台 20円 |
| 椅子 | | 1日につき 1脚 10円 |
| バスケットボールゴール | | 1日につき 1式 300円 |
| フロアシート | | 1日につき 1枚 100円 |
| 電源 | | 1日につき 1kW 250円 |
| 冷暖房設備 | メインアリーナ サブアリーナ | 1時間につき 4,620円 |
| | 怪運動室・研修室 | 1時間につき 1,540円 |
| | | 1時間につき 150円 |

改正後 (索)

| 区分 | | 利用料金 |
|-------------|---------------|-------------------------------------|
| スポーツに利用する場合 | メインアリーナ | 2時間につき 2,310円 (以後2時間を単位として同額を加算) |
| | ランニングコースを含む。) | 2時間につき 4,620円 |

| | | |
|--------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 部分使用 | 全面使用 | 2時間につき 1,3 30円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| | 半面使用 | 2時間につき 6 6 0円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| 個人使用 | 1／4 面使用 | 2時間につき 3 3 0円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| | | 2時間につき 2 0 0円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| サブアリーナ | 占有使用 | 入場料を徴収しない場合 2時間につき 5 6 0円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| | | 入場料を徴収する場合 2時間につき 1,1 3 0円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| 部分使用 | 半面使用 | 2時間につき 2 8 0円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| | 1／4 面使用 | 2時間につき 1 4 0円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| その他 | 個人使用 | 2時間につき 2 0 0円 (以後 2 時間を単位として同額を加算) |
| | メインアリ占有使用 | 入場料を徴収しない場合 2時間につき 9,2 5 0円 |

| | | | |
|-----------------------------|--------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| サブアリーナ | 占有使用 ナ | 入場料を徴収する場合 | (以後2時間単位として同額を加算) 2時間につき 18,510円 |
| | | 入場料を徴収しない場合 | (以後2時間単位として同額を加算) 2時間につき 2,260円 |
| 附属施設 | 軽運動室・研修室 役員室 | 入場料を徴収する場合 | (以後2時間単位として同額を加算) 2時間につき 4,520円 |
| | | 入場料を徴収しない場合 | (以後2時間単位として同額を加算) 1時間につき 2,000円 |
| トレーニング室 | 占有使用時以外 | (以後1時間単位として同額を加算) 2時間につき 4,100円 | |
| | 個人使用 | (以後2時間単位として同額を加算) 2時間につき 2,000円 | |
| ランニングコース | 回数券 (2時間分の使用券1枚づり) | (以後1時間単位として10円を加算) 1時間につき 10円 | 2,000円 |
| | 個人使用 | (以後2時間単位として同額を加算) 2時間につき 100円 | |
| 温水シャワー設備 放送設備 電光得点表示盤 | 回数券 (2時間分の使用券1枚づり) | | 1,000円 |
| | 温水シャワー設備 | 5分につき 1機 100円 | |
| | 放送設備 | 1日につき 1式 300円 | |
| | 電光得点表示盤 | 1日につき 1式 510円 | |

| | |
|-------------|-------------------|
| 30秒タイマー計 | 1日につき 1式 100円 |
| ファール回数表示器 | 1日につき 1式 100円 |
| タイムアウト要求器 | 1日につき 1式 100円 |
| スクリーン | 1日につき 1式 100円 |
| 長机 | 1日につき 1台 20円 |
| 椅子 | 1日につき 1脚 10円 |
| バスケットボールゴール | 1日につき 1式 300円 |
| フロアシート | 1日につき 1枚 100円 |
| 電源 | 1日につき 1キロワット 250円 |
| 冷暖房設備 | 1時間につき 4,620円 |
| メインアリーナ | 1時間につき 1,540円 |
| サブアリーナ | |
| 怪運動室・研修室 | 1時間につき 150円 |

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について

荘島体育館等の時間区分等を変更するために、また、現在整備をしている久留米市東部運動公園（竹野地区基盤整備地内運動公園整備事業）及び久留米市山本運動広場（山本多目的運動公園整備事業）を平成27年4月に供用開始するために、条例の一部を改正するもの。

1. 時間区分等の変更

(1) 体育施設名称

荘島体育館、西部地区体育館、西田体育館、みづま総合体育館

(2) 時間区分

4時間単位を2時間単位とする。

*区分割の「9時から13時まで」「13時から17時まで」「17時から21時まで」を2時間単位とする。

(3) 料金区分

| 施設名 | | 改正前(4時間) | 改正後(2時間) |
|--------------|--------|----------|----------|
| 久留米市荘島体育館 | 全面使用 | 1,020円 | 510円 |
| | 半面使用 | 510円 | 250円 |
| 久留米市西部地区体育館 | 全面使用 | 1,850円 | 920円 |
| | 半面使用 | 920円 | 460円 |
| | 1/4面使用 | 460円 | 230円 |
| 久留米市西田体育館 | 全面使用 | 520円 | 260円 |
| | 半面使用 | 300円 | 150円 |
| 久留米市みづま総合体育館 | 全面使用 | 2,670円 | 1,330円 |
| | 半面使用 | 1,330円 | 660円 |
| | 1/4面使用 | 660円 | 330円 |

2. 久留米市山本運動広場について

(1) 名称

久留米市山本運動広場

(2) 位置

久留米市山本町豊田1337番地

(3) 開館時間

11月から2月までは、9時から17時まで

3月から10月までは、9時から19時まで

(4) 休館日

年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）

(5) 使用料

無料

3. 久留米市東部運動公園について

(1)名称

久留米市東部運動公園

(2)位置

久留米市田主丸町中尾1270番地

(3)開館時間

11月から2月までは、9時から17時まで

3月から10月までは、9時から19時まで

(4)休館日

年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）

(5)使用料

・多目的グラウンド(約26,000m²)

全面使用 2時間につき 1,020円

半面使用 2時間につき 510円

・芝生広場(約8,700m²)、その他

無料

*山本運動広場

山本運動広場は、山本町豊田地区県営圃場整備事業の非農用地約8,267m²と民有地約1,401m²を買収し、多様なスポーツが行える運動広場として整備している。また、秋の紅葉シーズンの「柳坂ハゼ祭り」やみどりの里づくりの臨時駐車場としての利用が可能である。

主な施設 運動広場（軟式野球1面、グラウンド・ゴルフ1面、8人制サッカー1面）

駐車場（31台）

総事業費 195,428千円（国庫補助81,134千円、地方債110,000千円、一般財源4,294千円）

用地費 48,406千円

工事費 128,489千円

委託費等 4,294千円

*東部運動公園の概要

東部運動公園は、竹野地区県営圃場整備事業の非農用地約56,000m²を、本市の東部地域のスポーツ施設として整備している。

主な施設 多目的グラウンド 約26,000m²（軟式野球2面、トラック1面400m、サッカー一般1面）

芝生広場 約8,700m²（グラウンド・ゴルフ2面）

遊戯広場、駐車場（121台）

総事業費 1,034,399千円（国庫補助404,973千円、地方債552,200千円、一般財源77,226千円）

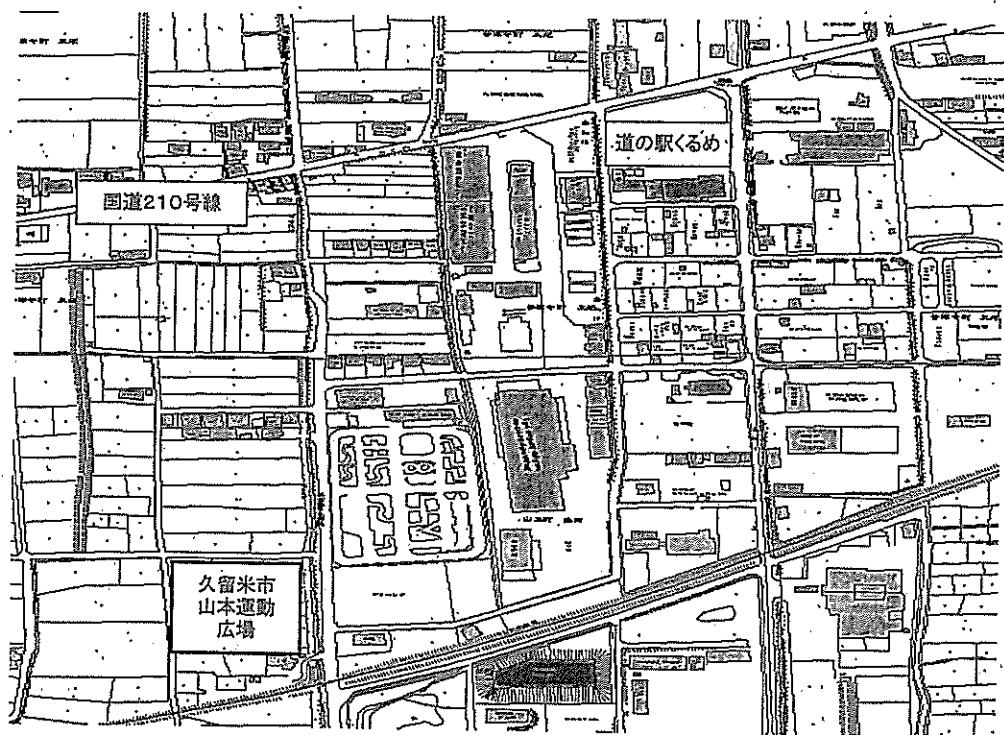
（決算見込）用地費 277,067千円

工事費 706,891千円

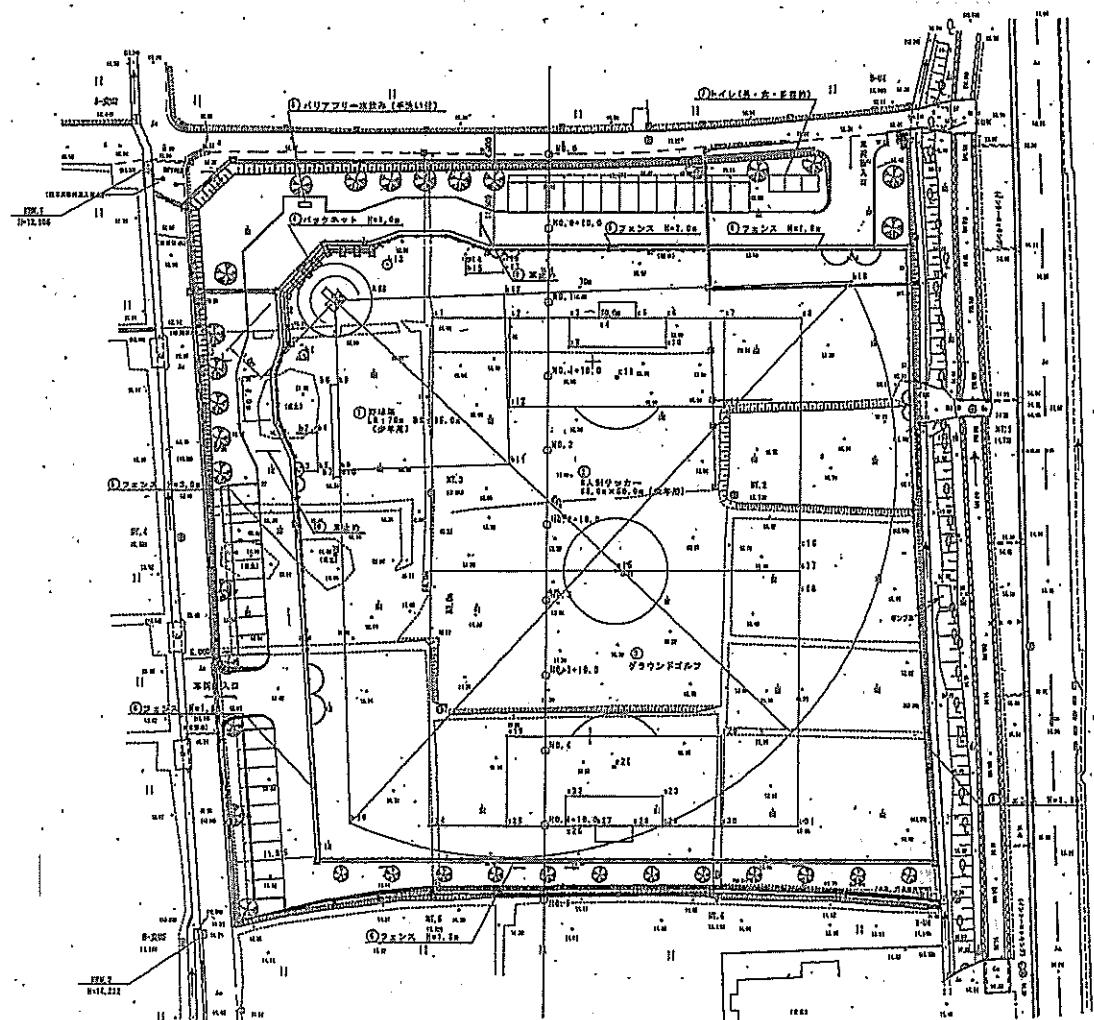
委託費等 50,441千円

久留米市山本運動広場

位置図

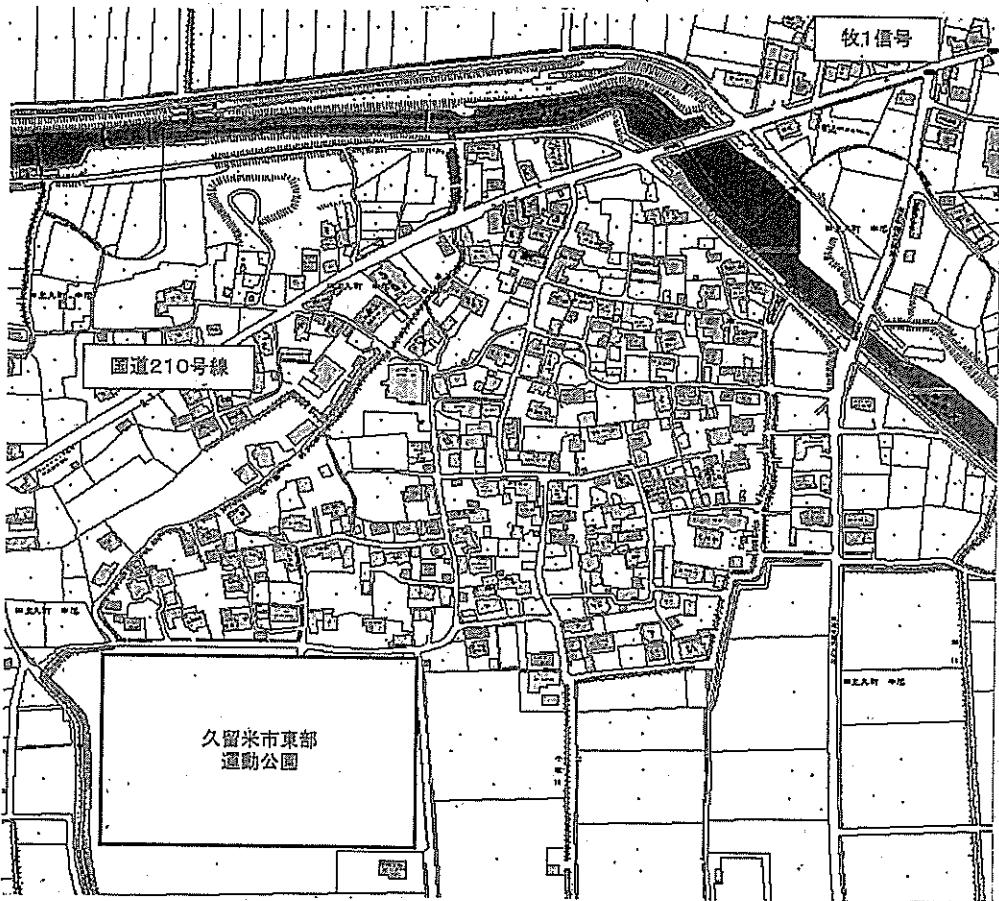


平面図

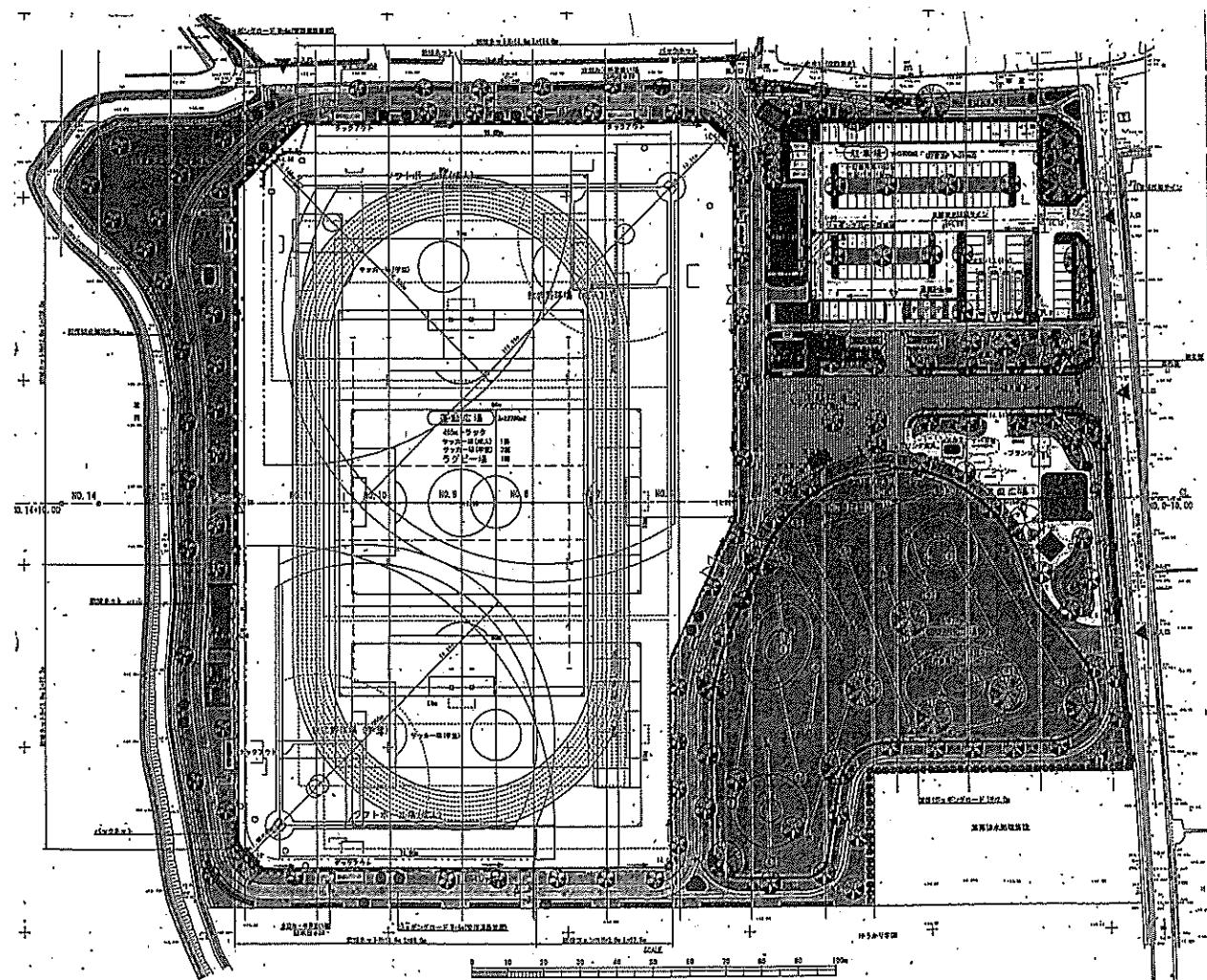


久留米市東部運動公園

位置図



平面図



第 6 4 号議案

久留米市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 8 月 21 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市附屬機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

久留米市附屬機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、
別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号 議 案

久留米市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

久留米市長 榎 原 利 則

提 案 理 由

久留米市就学指導委員会の機能を拡充し、及び名称を変更するため、
条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | |
|---|-------------|---------------------------------|---|
| 「 | 久留米市就学指導委員会 | 障害のある児童生徒の就学に関する事項について調査審議すること。 | 」 |
|---|-------------|---------------------------------|---|

を

| | | | |
|---|-------------|------------------------------------------|---|
| 「 | 久留米市教育支援委員会 | 障害のある児童生徒に対する継続した教育支援に関する事項について調査審議すること。 | 」 |
|---|-------------|------------------------------------------|---|

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正前の別表に規定する久留米市就学指導委員会は、改正後の別表に規定する久留米市教育支援委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

久留米市就学指導委員会の機能拡充及び名称変更について

教育部学校教育課

1 就学指導委員会の設置根拠と役割等

市教育委員会においては、法令及び国の通知等を踏まえ、これまで就学指導委員会の設置・運営等を行ってきた。

(1) 設置根拠等

学校教育法施行令第18条の2は、「障害の程度の判断や就学する学校等の決定に当たっては、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞くこと」という趣旨の規定が設けられており、ほとんどの市町村教育委員会が、本規定を踏まえて就学指導委員会等を設置している。

なお、就学指導委員会については、就学事務が国の機関委任事務とされていた平成11年度までは国の通知等により必置とされていたが、各市町村の自治事務となつた平成12年度以降についても、適切な就学指導のための調査・審議機関である就学指導委員会を今後も設置することが望ましいとされていた。

(2) 本市における設置根拠等

- ① 久留米市附属機関の設置に関する条例 [所管：総務部人事厚生課]
- ② 久留米市就学指導委員会規則 [教育委員会規則]

(3) 市就学指導委員会の概要

① 役割

- 次に掲げる事項について調査・審議等を行う。
- ・障害のある児童生徒の障害の種類及び程度の判定に関すること。
 - ・障害のある児童生徒の就学指導に関すること。

② 委員構成 [合計32名]

| 区分 | 内訳 |
|---------------|----------------------|
| 医療分野[合計8名] | 医師8名 |
| 言語・心理分野[合計7名] | 医師1名、学識経験者2名、学校関係者4名 |
| 教育分野[合計17名] | 学校関係者17名 |

※就学指導委員会規則第3条の規定により委員35人以内をもって組織する。

2 国の動向等

国においては、「障害者の権利に関する条例」の批准※に向けて関係する国内法の整備が進められ、平成23年8月に「障害者基本法」の改正、平成25年6月に「障害者差別解消法」の制定(平成28年4月施行)が行われている。※平成26年1月批准

これらに並行して、今後の特別支援教育のあり方等について中央教育審議会の分科会で報告がまとめられ、就学先決定の仕組みを改めることが提言された。その趣旨を踏まえ、学校教育法施行令の改正が行われている。

(1) 中教審報告と学校教育法施行令の改正(H25.9.1 施行)

- 平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、「障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改める」ことが提言された。
- これらを踏まえ、障害のある児童生徒の就学先決定について、一定の障害のある児童生徒は原則として特別支援学校に就学するというこれまでの学校教育法施行令における基本的な考え方を改め、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められた。

(2) 文部科学省通知(H25.10.4)

- 現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時ののみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当であること。

[参考1] 障害者基本法の改正概要(第16条 教育部分)

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- (2) 国及び地方公共団体は、(1)の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこととしたこと。

[参考2] 障害者差別解消法の概要

- (1) 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- (2) 国の行政機関や地方公共団体等においては、障害者に対する「不当な差別的取扱い」が禁止され、「障害者への合理的配慮」が義務付けられたこと。
- (3) 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- (4) 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

3 基本的な考え方

市教育委員会では、これまでも、就学指導委員会において専門的見地からの意見等を反映するとともに、障害のある児童生徒及び保護者の意向等を十分に踏まえながら、より良い教育環境の提供に努めてきた。

先般、法令改正等により就学先決定の仕組みが正式に改められたこと。また、国が示す就学後の一貫した教育支援についてさらなる充実を図る必要があること等を踏まえ、必要となる対応を遅滞なく適切に行うために、次年度の就学に関する取組等を始める10月までに、就学指導委員会の機能拡充及び名称変更を行いたい。

4 今後のスケジュール等

| 日 程 | 内 容 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8月 | <u>教育委員会(21日)</u> ・「久留米市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の議会提出について教育委員会の同意(予定) |
| 9月 | <u>議 会</u> ・「久留米市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」提出(予定) [所管：総務常任委員会] ※10月1日施行 <u>教育委員会</u> ・「久留米市就学指導委員会規則」の改正(予定) ※10月1日施行 |
| 10月～ 3月 | <u>就学相談会の実施等</u> (10月～12月) <u>就学先の決定・通知</u> (1月) |

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.7.18からH26.8.14受付分まで

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------|-----|---------|
| 1 | 平成26年8月19日(火)～8月22日(金) | 小学生と大学生のふれあい教室 | 高等教育コンソーシアム久留米 | くるめりあ六ツ門6階 みんなくる会議室、交流スペース | 後援 | 学校教育課 |
| 2 | 平成26年10月20日(月) | 学習会 | 久留米ことばを育てる親の会 | 金丸小学校2階視聴覚室 | 後援 | 学校教育課 |
| 3 | 平成26年11月23日(土) | 「第6回T-1グランプリ」福岡・全国一斉お茶いっぱいの日 | 福岡県茶業青年団 | 九州文芸館 | 後援 | 学校教育課 |
| 4 | 平成26年8月18日～24日 | まちゼミKids | 久留米商工会議所 | 久留米ほとめき通り 商店街、あきない通り 問屋街 | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 5 | 平成26年8月22日 | 聖ルチア病院 ボランティア養成講座 | 医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院 | 聖ルチア病院内 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 6 | 平成26年8月23日 | モラロジー生涯学習セミナー | 久留米中央モラロジー事務所 | 株式会社 久留米リサーチパーク | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 7 | 平成26年9月3日～8日 | 第34回久留米連合文化会員華道展 | 久留米連合文化会華道部 | 久留米岩田屋新館4階催事場 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 8 | 平成26年9月13日～15日 (15日は予備日) | 筑後川一竹・筏・夢プロジェクト | 筑後川一竹・筏・夢プロジェクト実行委員会 | 筑後川(片の瀬～水天宮) | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 9 | 平成26年9月17日 | こんな未来いいな～くるめクイズ王決定戦～ | 公益財団法人 久留米青年会議所 | 石橋文化センター | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 10 | 平成26年9月27日 | 第22回ふくおか県民文化祭 2014直方文化連盟60周年 プレ事業 恋に生き愛に生き旅に生きた「湖白庵諸九尼生誕300年祭」 直方と田主丸を結ぶ『浮風・諸九尼比翼句碑建立記念俳句大会』 | 直方文化連盟 | ユメニティのおがた 直方市山部 | 後援★ | 生涯学習推進課 |

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.7.18からH26.8.14受付分まで

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|----------------|----------------------------------------------|------------------|-----------------------------|----|------------|
| 11 | 平成26年10月4日 | 9月公開事業 60周年記念事業 学生まちづくりプロジェクト～祭りだよ！久留米人全員集合～ | 公益財団法人 久留米青年会議所 | 百年公園 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 12 | 平成26年10月19日 | ハッピー☆ハロウィンパレード | 一般社団法人ウェルネスJAPAN | 久留米市立京町小学校、他（坂本繁二郎生家、水天宮など） | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 13 | 平成26年10月26日 | 第44回 久留米ちくご大歌舞伎 | 久留米ちくご大歌舞伎実行委員会 | 久留米市民会館 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 14 | 平成26年10月18日(土) | 第26回チャリティふれあいコンサート | 医療法人聖峰会田主丸中央病院 | 久留米市複合文化施設「そよ風ホール」 | 後援 | 田主丸文化スポーツ課 |

平成27年度久留米市立中学校選択制実施要項の概要

久留米市の通学区域は、過去からの合併や学校の新設など、地域の歴史的経過の中で形づくられているため、(1) 近くに中学校があつても遠くの指定校へ行かざるを得ない地域や、(2) 一つの小学校から複数の中学校へ分かれる学校が存在している。

久留米市が抱えるこのような課題を解消することを目的とし、久留米市立中学校選択制を平成18年度から実施してきたところである。

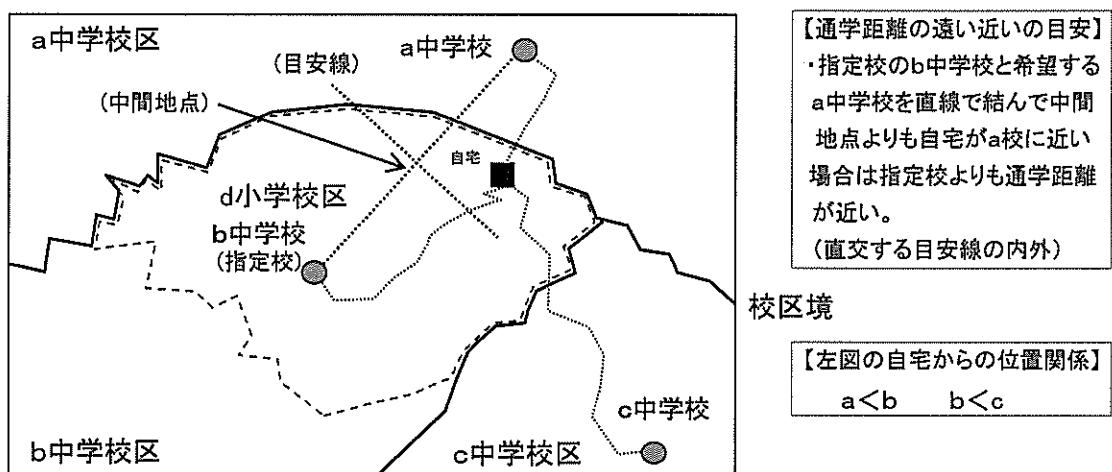
平成21年度から、距離の要件を加えるなど、上記(1)、(2)の課題解消により焦点を絞った見直しを行った。平成27年度の久留米市立中学校選択制についても、昨年度と同制度で、下記のとおり実施する。

- 1 対象** 久留米市に居住し、平成27年4月に久留米市立中学校に入学する新1年生で、現行の通学区域(久留米市立小中学校の通学区域に関する規則第2条第2項に規定する通学区域)以外の学校を希望する者とする。

2 選択できる学校

下記の「A」又は「B」の2つの場合とする。

- ◆「A」の場合 住所地の小学校区が、他の中学校区に隣接し、かつ、その中学校が住所地の指定中学校区よりも近い場合。
ただし、隣接する中学校が山を隔てたところにあるなどの場合は、安全性を考慮し対象外とする。(別表1)



例: 住所地の指定中学校はb中学校 小学校区に隣接する中学校(別表1)にa, b, cの中学校がある場合
b中学校よりも通学距離が近い a中学校 は選択できるが、
b中学校よりも通学距離が遠い c中学校 は選択できない。

- ◆「B」の場合 別表2のとおりとする。
この場合は、一つの小学校から複数の中学校に分かれる小学校のうち、指定中学校に進学する児童数が著しく少數である地域の児童が、最も多くの児童が進学する中学校へ進学を希望する場合となる。

- 3 受入人数** 別表3のとおりとする。

- 4 公開抽選** 受入人数を超える場合は、公開抽選を実施する。

- 5 申請期間等** 申請期間 … 平成26年10月28日(火)～11月14日(金)

受付状況公表 … 平成26年11月20日(木)

変更申請期間 … 平成26年11月25日(火)～12月1日(月)

- 6 申請先** 教育委員会学校教育課及び各教育事務所

別表1. 指定中学校及び小学校区に隣接する中学校 (「A」の場合)

■この表は、「A」の場合に使用する表とする。小学校区に隣接する中学校のうち、通学距離が指定中学校よりも近い学校のみを選択できる。(小学校区に隣接する中学校の表に記載されていても、通学距離が指定中学校よりも遠い中学校は選択できない。)

| No. | 小学校 | 指定中学校 | 小学校区に隣接する中学校 (山境などの隣接校を除く) | | | | |
|-----|-----|---------------|-------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 1 | 西国分 | 諏訪 | 諏訪 | 櫛原 | 牟田山 | 明星 | |
| 2 | 莊島 | 江南 | 江南 | 城南 | | | |
| 3 | 日吉 | 城南・櫛原・諏訪 | 城南 | 櫛原 | 諏訪 | 江南 | |
| 4 | 篠山 | 城南 | 城南 | 櫛原 | 江南 | | |
| 5 | 京町 | 城南 | 城南 | 江南 | | | |
| 6 | 南薰 | 櫛原 | 櫛原 | 城南 | 諏訪 | 良山 | 宮ノ陣 |
| 7 | 鳥飼 | 江南 | 江南 | 牟田山 | 筑邦西 | 城南 | 諏訪 |
| 8 | 長門石 | 城南 | 城南 | | | | |
| 9 | 小森野 | 城南・櫛原 | 城南 | 櫛原 | 宮ノ陣 | | |
| 10 | 金丸 | 江南・諏訪 | 江南 | 諏訪 | 城南 | 牟田山 | |
| 11 | 東国分 | 明星・諏訪 | 明星 | 諏訪 | 櫛原 | 良山 | 牟田山 |
| 12 | 御井 | 良山 | 良山 | 諏訪 | 明星 | 高牟礼 | |
| 13 | 南 | 牟田山 | 牟田山 | 明星 | 諏訪 | 荒木 | 青陵 |
| 14 | 合川 | 良山 | 良山 | 櫛原 | 諏訪 | 宮ノ陣 | 北野 |
| 15 | 山川 | 良山 | 良山 | 屏水 | 北野 | | |
| 16 | 上津 | 青陵・明星・荒木 | 青陵 | 荒木 | 明星 | 牟田山 | |
| 17 | 高良内 | 明星・高牟礼 | 高牟礼 | 明星 | 青陵 | 良山 | |
| 18 | 宮ノ陣 | 宮ノ陣 | 宮ノ陣 | 櫛原 | 良山 | 北野 | |
| 19 | 山本 | 屏水 | 屏水 | 良山 | | | |
| 20 | 草野 | 屏水 | 屏水 | 田主丸 | | | |
| 21 | 安武 | 筑邦西 | 筑邦西 | 江南 | | | |
| 22 | 荒木 | 荒木 | 荒木 | 筑邦西 | 三瀬 | 青陵 | |
| 23 | 大善寺 | 筑邦西 | 筑邦西 | 荒木 | 三瀬 | | |
| 24 | 善導寺 | 屏水 | 屏水 | 良山 | 北野 | | |
| 25 | 大橋 | 屏水 | 屏水 | 北野 | 田主丸 | | |
| 26 | 青峰 | 高牟礼 | 高牟礼 | | | | |
| 27 | 津福 | 江南・荒木・牟田山・筑邦西 | 江南 | 牟田山 | 荒木 | 筑邦西 | 諏訪 |
| 28 | 船越 | 田主丸 | 田主丸 | | | | |
| 29 | 川会 | 田主丸 | 田主丸 | 屏水 | | | |
| 30 | 水繩 | 田主丸 | 田主丸 | | | | |
| 31 | 柴刈 | 田主丸 | 田主丸 | 屏水 | 北野 | | |
| 32 | 田主丸 | 田主丸 | 田主丸 | | | | |
| 33 | 竹野 | 田主丸 | 田主丸 | 屏水 | | | |
| 34 | 水分 | 田主丸 | 田主丸 | | | | |
| 35 | 弓削 | 北野 | 北野 | 良山 | 宮ノ陣 | 屏水 | |
| 36 | 北野 | 北野 | 北野 | 宮ノ陣 | 屏水 | | |
| 37 | 大城 | 北野 | 北野 | 屏水 | | | |
| 38 | 金島 | 北野 | 北野 | 屏水 | 田主丸 | | |
| 39 | 西牟田 | 三瀬 | 三瀬 | 荒木 | | | |
| 40 | 犬塚 | 三瀬 | 三瀬 | 城島 | | | |
| 41 | 三瀬 | 三瀬 | 三瀬 | 城島 | 荒木 | 筑邦西 | |
| 42 | 城島 | 城島 | 城島 | 三瀬 | | | |
| 43 | 下田 | 城島 | 城島 | | | | |
| 44 | 江上 | 城島 | 城島 | 三瀬 | | | |
| 45 | 青木 | 城島 | 城島 | | | | |
| 46 | 浮島 | 城島 | 城島 | | | | |

別表2. 選択できる中学校

(「B」の場合)

| No. | 小学校名 | 住所地の 指定中学校 | | 選択できる中学校 |
|-----|------|---------------|-----|----------|
| | | (a) | (b) | |
| 1 | 小森野 | | 櫛原 | 城南 |
| 2 | 東国分 | | 諒訪 | 明星 |
| 3 | 上津 | | 荒木 | 青陵 |
| 4 | 上津 | | 明星 | 青陵 |
| 5 | 津福 | | 筑邦西 | 江南 |
| 6 | 津福 | | 荒木 | 江南 |

■この表は、「B」の場合に使用する表とする。

具体的には、住所地の小学校が(a)のうち、指定中学校が(b)の場合に(c)の中学校が選択できる。

■指定中学校は、住所地につき1校が定められている。

別表3. 各中学校における受入人数

(単位:人)

| 中学校名 | 城南 | 江南 | 櫛原 | 牟田山 | 諒訪 | 良山 |
|-------|-----|-----|----|-----|----|----|
| 受入れ人数 | 15 | 5 | 10 | 15 | 5 | 5 |
| 中学校名 | 明星 | 宮ノ陣 | 荒木 | 筑邦西 | 屏水 | 青陵 |
| 受入れ人数 | 10 | 20 | 10 | 15 | 5 | 5 |
| 中学校名 | 高牟礼 | 田主丸 | 北野 | 城島 | 三潴 | |
| 受入れ人数 | 20 | 20 | 15 | 10 | 15 | |

各校の受入人数の決定は、平成26年6月30日現在の入学予定者数、過年度の私立・国県立中学校への進学状況及び各中学校の教室の状況等により決定

【参考】平成26年度 中学校公開日程と概要

| No. | 開催月日 | 曜日 | 中学校名 | 時間帯 | 実施内容 |
|-----|--------|----|------|---------------|-----------------|
| 1 | 9月13日 | 土 | 櫛原 | 8:50 ~ 11:45 | 授業見学、講演、学校説明 |
| 2 | | | 牟田山 | 9:00 ~ 11:50 | 学校説明、授業見学、部活動見学 |
| 3 | 9月27日 | 土 | 城南 | 9:30 ~ 11:30 | 授業・施設見学、学校説明 |
| 4 | | | 青陵 | 10:00 ~ 11:50 | 学校説明、授業・施設見学 |
| 5 | | | 高牟礼 | 9:50 ~ 11:40 | 学校説明、授業見学 |
| 6 | 10月11日 | 土 | 良山 | 9:00 ~ 10:40 | 学校説明、授業見学 |
| 7 | | | 明星 | 9:20 ~ 12:00 | 学校説明、「命の集会」見学 |
| 8 | | | 屏水 | 9:45 ~ 11:45 | 文化祭見学、学校説明 |
| 9 | | | 田主丸 | 9:30 ~ 11:45 | 学校説明、授業・施設見学、講演 |
| 10 | 10月18日 | 土 | 宮ノ陣 | 11:00 ~ 12:30 | 学校説明、文化祭見学 |
| 11 | | | 北野 | 9:55 ~ 11:45 | 授業見学、学校説明 |
| 12 | 10月25日 | 土 | 諏訪 | 9:40 ~ 11:50 | 学校説明、授業見学 |
| 13 | | | 荒木 | 9:30 ~ 11:50 | 学校説明、文化祭・施設見学 |
| 14 | | | 筑邦西 | 9:50 ~ 11:50 | 授業・施設見学、学校説明 |
| 15 | | | 城島 | 8:40 ~ 12:25 | 文化発表会見学、学校説明 |
| 16 | | | 三潴 | 9:00 ~ 12:40 | 文化祭見学、学校説明 |
| 17 | | | 江南 | 12:15 ~ 16:20 | 人権フェスタ見学、学校説明 |

市立学校施設耐震化の状況について

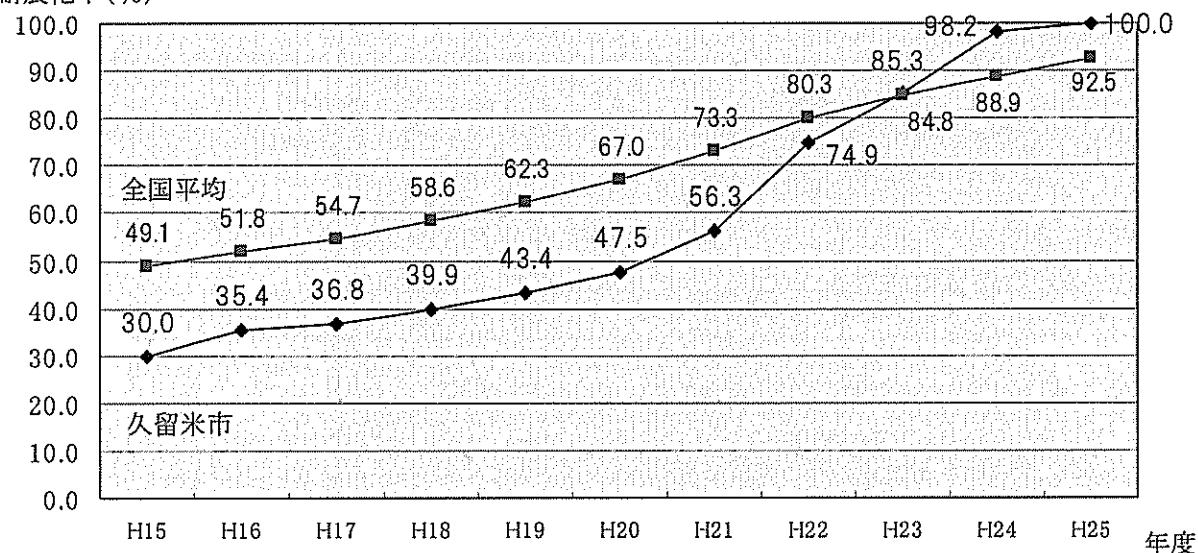
○本市の市立小中学校施設の耐震化率について

- 本市の市立小中学校施設の全棟数 279 棟のうち、耐震性のある棟数は 279 棟となり、平成 26 年 4 月 1 日現在の耐震化率は 100% を達成しました。

【小中学校耐震化率推移】

| | 平成 25 年 4 月 1 日 耐震化率 | 平成 26 年 4 月 1 日 耐震化率 |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 久留米市 | 98.2% | 100.0% |
| 福岡県平均 | 89.7% | 93.8% |
| 全国平均 | 88.9% | 92.5% |

耐震化率(%)



【市立学校施設耐震化率一覧表】

| 区分 | 全棟数 (a) | 昭和 57 年以 降の棟数 (b) | 昭和 56 年以 前の棟数 (c) | 昭和 56 年以前の棟 で、耐震性がある、ま たは耐震補強済 (d)=(b)+(c) | 現在耐震性 のある棟数 (d)=(b)+(c) | 耐震化未 実施の棟 数 | 耐震化率 (d)/(a) |
|------|------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|
| 小中学校 | 279 | 122 | 157 | 157 | 279 | 0 | 100.0% |
| 特支学校 | 7 | 1 | 6 | 6 | 7 | 0 | 100.0% |
| 高等学校 | 13 | 2 | 11 | 9 | 11 | 2 | 84.6% |
| 計 | 299 | 125 | 174 | 172 | 297 | 2 | 99.3% |

※高等学校については、平成 26 年度改修予定であり、年度末には 100% となる予定です。

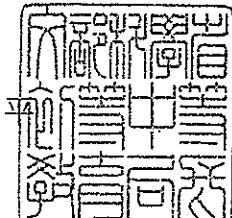
※なお、耐震化の状況については、ホームページでの公開（9月 1 日）を予定しています。



26文科初第490号
平成26年7月17日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市市長
各指定都市教育委員会
殿

文部科学省初等中等教育局長
前川 喜



(印影印刷)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律について（通知）

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」（以下「改正法」という。）が、本年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました（別添1及び別添2）。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであります。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

都道府県教育委員会におかれでは、域内の市町村長及び市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係する政令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定ですので、あらかじめ御承知おき願います。

記

第一 新「教育長」について

1 改正法の概要

（1）新「教育長」の任命等

① 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育



行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命することとしたこと。（改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下単に「法」という。）第4条第1項）

- ② 教育長の任期は、3年としたこと。（法第5条第1項）

（2）新「教育長」の職務及び服務

- ① 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとしたこと。（法第13条第1項）
- ② 教育長は、教育委員会の委員長に代わり、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないこととしたこと。（改正法による改正後の地方自治法第121条）
- ③ 教育長は常勤とし、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととしたこと。（法第11条第4項及び第5項）

また、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないこととしたこと。（法第11条第7項）

（3）新「教育長」の代理

教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うこととしたこと。（法第13条第2項）

2 留意事項

今回の改正は、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め教育行政の第一義的な責任者を明確化することとしている。

（1）新「教育長」の任命等

- ① 現行の教育長が教育委員会の委員の一人であるのに対し、新「教育長」は教育委員会の構成員であるが、委員ではないこと。
- ② 現行の教育長は、任命に議会同意を必要とする教育委員会の委員として特別職の身分を有するとともに、併せて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有するものであったが、新「教育長」は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職であることから、特別職の身分のみを有するものとなり、法律に特別の定めがある場合を除くほか、地方公務員法は適用されないこと。
- ③ 新「教育長」は、「教育行政に識見を有するもの」のうちから任命することとされているが、これは教育委員会事務局職員や教職員経験者に限らず、行政法規や組

織マネジメントに識見があるなど、教育行政を行うにあたり、必要な資質を備えていれば、幅広く該当するものであること。

- ④ 教育長の任命の議会同意に際しては、新「教育長」の担う重要な職責に鑑み、新「教育長」の資質・能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられること。
- ⑤ 新「教育長」の任期については、(1)地方公共団体の長の任期（4年）よりも1年短くすることで、地方公共団体の長の任期中少なくとも1回は自らが教育長を任命できること、(2)教育長の権限が大きくなることを踏まえ、委員よりも任期を短くすることで、委員によるチェック機能と議会同意によるチェック機能を強化できること、(3)計画性を持って一定の仕事を行うためには3年は必要と考えられることから、3年とするものであること。

(2) 新「教育長」の職務

- ① 新「教育長」の職務について規定する法第13条第1項の「教育委員会の会務を総理」するとは、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下単に「現行法」という。）における委員長の職務である「教育委員会の会議を主宰」すること（現行法第12条第3項）並びに現行法における教育長の職務である「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと（現行法第17条第1項）及び「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」こと（現行法第20条第1項）を意味するものであること。
- ② 新「教育長」は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり、代表者であることから、教育委員会による教育長への指揮監督権は法律上規定されていないが、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりはなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものであること。

(3) 新「教育長」の代理

- ① 新「教育長」は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、その代理は教育委員会事務局職員の中からではなく、委員の中から選任することとしたこと。
- ② 職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第25条第4項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能であること。
- ③ 新「教育長」の職務代理者たる委員は、法律上教育長の権限に属する一切の職務を行うものであるが、その場合でも、教育長の身分に関する規定は適用されず、服務については法第12条が適用されるものであること。

(4) 新「教育長」の資質・能力の向上

新「教育長」は、教育行政に大きな権限と責任を有することとなるため、その資質

- ・能力の向上は、極めて重要であり、強い使命感を持ち、各種研修会への参加など常に自己研鑽に励む必要があること。

第二 教育委員会について

1 改正法の概要

- ① 教育委員会は、教育長及び委員をもって組織することとしたこと。(法第3条)
- ② 教育委員会の会議は教育長が招集し、教育委員会の会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは教育長の決するところによることとしたこと。(法第14条第1項及び第4項)
- ③ 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならないこととしたこと。(法第14条第2項)
- ④ 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会から委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないこととしたこと。(法第25条第3項)
- ⑤ 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないこととしたこと。(法第14条第9項)
- ⑥ 教育長及び委員は、その職務の遂行に当たっては、法第1条の2に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないこととしたこと。(法第11条第8項、第12条第1項)

2 留意事項

今回の改正においては、新「教育長」が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることを踏まえ、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化を図ることとしている。

(1) 教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能の強化

- ① 改正後においても、教育委員会は合議制の執行機関であるため、その意思決定は、教育長及び委員による会議において、出席者の多数決によって決せられるものであり、委員の役割が引き続き重要なものであること。
- ② 改正法における委員の側からの教育委員会会議の招集の請求や教育長に委任した事務の執行状況に関する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から、設けられたものであること。
- ③ 法第14条第2項における「遅滞なく」とは、請求があれば直ちに招集するという意味ではないが、一般的には、教育長は次の定例会より前の合理的な期間内に教育

委員会会議を招集する必要があること。

- ④ 教育長による報告の在り方については、各教育委員会の実情に応じ、委員によるチェック機能を発揮できるよう、報告の時期や対象となる事項について、教育委員会規則において、適切に定める必要があること。
- ⑤ 教育委員会は、必要に応じて、教育長に委任する事項についての方針を定めることや、委任した事務について教育長から報告を求め、教育委員会で議論し、必要に応じて事務の執行を是正し、又は委任を解除することが可能であること。

(2) 会議の透明化

改正法において教育委員会会議の議事録の作成及び公表を努力義務にとどめた趣旨は、職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるが、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められること。

また、教育委員会会議の開催時間や場所等の運営上の工夫を行うことにより、教育委員会会議をより多くの住民が傍聴できるようにすることが望ましいこと。

(3) 委員の責任と資質・能力の向上

- ① 改正後においても、委員は、執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であるという意識を持ち、教育委員会における審議を活性化するとともに、教育長及び教育委員会事務局のチェックを行うという役割を従来以上に果たすことが期待されること。また、このような職責を担う委員の資質向上のため、各委員への研修の充実が期待されること。
- ② 法第11条第8項及び第12条第1項は、深刻ないじめや体罰の問題など、児童、生徒等の教育を受ける権利に関する問題の発生を防止することの重要性を踏まえ、教育長及び委員は教育を受ける権利の保障に万全を期して、教育行政の運営を行う必要がある旨を法律に明記することとしたものであること。

また、この規定は、職務遂行に当たっての留意事項について、訓示的に規定したものであり職務上の義務を課すものではないので、当該規定に反したとしても、罷免事由である「職務上の義務違反」とすることはできないこと。

(4) 委員の任命

- ① 改正後においても委員の資格要件は変更していないが、委員には、単に一般的な識見があるというだけではなく、教育に対する深い关心や熱意が求められるところであり、例えば、PTAや地域の関係者、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の委員、スポーツ・文化の関係者を選任したり、教育に関する高度な知見を有する者を含めるなど、教育委員会の委員たるにふさわしい幅広い人材を得ることが必要であること。
- ② また、同様の観点から、改正後の委員の数については、町村及び町村のみが加入する組合においては、条例で定めるところにより、2名以上とすることが可能であるが、教育長の事務執行をチェックするという委員の役割に鑑み、可能な限り4名

とすることが望ましいこと。

さらに、各地方公共団体の条例で定めるところにより、委員を5名以上とすることも可能であり、委員数の上限は法律上定められていないことから、教育委員会が行う施策について多様な民意を幅広く反映させる等のため、委員の数を5名以上とすることも積極的に考慮されるべきこと。

- ③ なお、保護者委員の選任が、平成20年度より法律上の義務とされていることから（現行法第4条第4項（法第4条第5項））、保護者委員を任命していない教育委員会においては、速やかに選任する必要があること。

（5）自己点検・評価の活用

教育委員会が、効果的な教育行政の推進を図り、地域住民への説明責任を果たす観点から、平成20年度より、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検及び評価を行うことが法律上の義務とされていることから（現行法第27条（法第26条））、実施していない地方公共団体においては、速やかに実施する必要があること。

また、すでに実施している地方公共団体においては、点検及び評価の客觀性を確保する観点から、法律において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている趣旨に鑑み、学識経験者として、保護者や地域住民の意見も聞くこととするなど、更なる改善を図ることも考えられること。

（6）その他

教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、「教育委員会の現状に関する調査」（文部科学省実施）の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること。

第三 大綱の策定について

1 改正法の概要

- ① 地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとすることとしたこと。
（法第1条の3第1項）
- ② 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとすることとしたこと。（法第1条の3第2項）
- ③ 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととしたこと。（法第1条の3第3項）

- ④ 法第1条の3第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、法第21条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとしたこと。（法第1条の3第4項）

2 留意事項

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

（1）大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考して定めることとされている。「参考にする」という意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定することであること。
- ③ 国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、主に第一部及び第二部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参考すべき主たる対象となること。
- ④ 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。
- ⑤ 法第1条の3第4項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したことである。

（2）大綱の記載事項

- ① 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。

- ② 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするために、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。
- ③ 地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであること。なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しないこと。
- ④ 地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないこと。なお、法第21条（現行法第23条）に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものであること。
- ⑤ 教育長及び教育委員には、法第11条第8項及び第12条第1項において、大綱に則った教育行政を行うよう訓示的に規定しているものの、調整がついてない事項についてまで、大綱に則して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものではないこと。
- ⑥ 大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられること。
- ⑦ 都道府県教育委員会は、市町村立学校に設置される県費負担教職員の人事や研修を行う権限を有し、法第48条に基づき、市町村に対し、必要な指導、助言、援助を行うことができるものであることから、そのような権限の範囲内で、都道府県の大綱において、市町村立学校等に係る施策について記載することは可能であること。
- ⑧ 全国学力・学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により、市町村教育委員会は、それぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能であり、都道府県教育委員会がこれらの結果を公表することについては、当該市町村教育委員会の同意が必要とされている。このため、域内の市町村における公立学校全体の結果や市町村が設置管理する学校の結果の公表について、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することもあり得ると考えられる一方、都道府県の大綱に記載する事項としては馴染まないものと考えられること。

ただし、全国学力・学習状況調査の公表の是非ではなく、学力向上の観点から都道府県が実施する各種施策については、⑦で示したとおり、大綱に記載することができるうこと。

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画そ

の他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

- ② 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。

第四 総合教育会議について

1 改正法の概要

(1) 会議の設置、構成員等

- ① 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとすることとしたこと。（法第1条の4第1項）
② 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成することとしたこと。（法第1条の4第2項）
③ 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集することとしたこと。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができることとしたこと。（法第1条の4第3項及び第4項）

(2) 会議における協議事項、協議・調整事項

総合教育会議においては、(1)大綱の策定に関する協議、(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、及び(3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うこととしたこと。（法第1条の4第1項）

(3) 調整の結果の尊重義務

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないこととしたこと。（法第1条の4第8項）

(4) 会議の公開と議事録の作成及び公表

- ① 総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き、公開することとしたこと。（法第1条の4第6項）
② 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定める

ところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないこととしたこと。(法第1条の4第7項)

(5) その他

- ① 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができるることとしたこと。(法第1条の4第5項)
- ② 総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとしたこと。(法第1条の4第9項)

2 留意事項

今回の改正は、総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとしている。

(1) 会議の位置付けと構成員

- ① 総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）上の附属機関には当たらないものであること。
- ② 地方公共団体の長及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなること。
- ③ 総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが基本と考えられるが、緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能であること。
- ④ 緊急の場合に、教育委員会から教育長のみが出席する場合には、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことが可能であると考えられるが、そうではない場合には、総合教育会議においては一旦態度を保留し、教育委員会において再度検討した上で、改めて地方公共団体の長と協議・調整を行うことが必要であること。

(2) 会議における協議事項、協議・調整事項

- ① 法第1条の4第1項における「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものと意味するものであること。
- ② 総合教育会議は、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な

事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではないこと。

- ③ 総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないこと。
- ④ 一方、教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、予算等の地方公共団体の長の権限に関わらない事項であり、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられるものであること。
- ⑤ 総合教育会議において、協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものであり、少しでも経常費を支出していれば、日常の学校運営に関する些細なことまで総合教育会議において協議・調整できるという趣旨ではないこと。

(3) 会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

- ① 法第1条の4第1項第1号に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようないふしが考えられること。
 - ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
 - ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
- ② 法第1条の4第1項第2号における「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられること。
 - ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- ③ また、法第1条の4第1項第2号における「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられること。
 - ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
 - ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
 - ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
 - ・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合

(4) 協議・調整した結果の尊重義務

総合教育会議において調整が行われた場合とは、地方公共団体の長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならないものであること。なお、調整のついていない事項の執行については、法第21条（現行法第23条）及び法第22条（現行法第24条）に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長それぞれが判断するものであること。

(5) 会議の公開と議事録の作成及び公表

- ① 総合教育会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開することであること。非公開とする場合は、例えば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等が想定されるものであること。
- ② 今回の改正において総合教育会議の議事録の作成及び公表を努力義務にとどめた趣旨は、職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるが、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められること。

(6) その他

①会議の招集

総合教育会議は、地方公共団体の長が招集するものであるが、教育委員会の側から総合教育会議を招集を求めることが可能であり、教職員定数の確保、教材費や学校図書費の充実、ＩＣＴ環境の整備、就学援助の充実、学校への専門人材や支援員の配置等、政策の実現に予算等の権限を有する地方公共団体の長との調整が特に必要となる場合には、教育委員会の側からも積極的に総合教育会議の招集を求めることができるものであること。

②会議の事務局

総合教育会議の運営にあたり必要となる、開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、地方公共団体の長が総合教育会議を設け、招集するとしていることに鑑み、地方公共団体の長の部局で行うことが原則であること。なお、地方自治法の規定に基づき、各地方公共団体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることができること。

③総合教育会議における意見聴取者

法第1条の4第5項において、意見を聞くことができる関係者又は学識経験者は、大学教員や、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の委員、ＰＴＡ関係者、地元の企業関係者等が想定されるものであること。

④会議の具体的運営

総合教育会議の運営に関し必要な事項は、法第1条の4第9項により、総合教育会議の構成員である地方公共団体の長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定されるものであること。具体的には、地方公共団体の長による招集手続、協議題の提示及び決定方法、総合教育会議の事務局を担当する部署、議事録の作成及び公表に係る実施方法、非公開とする議題についての指針等が想定されるものであること。

⑤議会に対する説明

総合教育会議における協議の結果や大綱について、民意を代表する議会に対する説明を通じ、住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たされることは重要であること。

第五 国の関与の見直しについて

1 改正法の概要

教育委員会の法令違反や事務の管理及び執行に怠りがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があり、他の措置によつてはその是正を図ることが困難なときは、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示することができることとしたこと。（法第50条）

2 留意事項

法第50条の改正は、現行法における指示の要件を拡大して国の関与を強化しようとするものではなく、いじめ自殺等の事件発生後においても、同種の事件の再発を防止するために指示ができるることを明確にすることを趣旨として行うものである。

第六 経過措置等について

1 改正法の概要

(1) この法律の施行の際現に在職する教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとしたこと。（改正法附則第2条第1項）

この場合、現行法第2章等の関係規定はなおその効力を有することとしたこと。
（改正法附則第2条第2項）

(2) (1)により旧教育長が在職する場合に、教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、現行法第12条第2項の規定にかかわらず、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、

当該欠けた日。)において満了することとしたこと。(改正法附則第2条第3項)

(3) 新「教育長」の任命のために必要な行為は、改正法の施行の日前においても行うことができることとしたこと。(改正法附則第3条)

(4) 施行の日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとしたこと。(改正法附則第4条)

(5) その他所要の規定の整備を行ったこと。

(6) 改正法は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとしたこと。
(改正法附則第1条)

2 留意事項

(1) 改正法における経過措置

①新「教育長」の任命

現行法の下で任命された旧教育長は、施行の日以後であっても、委員としての任期が満了する日までの間は、在職するものとしていること。この場合には、教育委員会の委員長に係る規定等、現行法の一部の規定がなお効力を有するものとしていることから、委員長の任期が満了した場合には改めて委員長を選任する等、適切な対応を行う必要があること。

②委員長の任期

改正法の施行の日以後、旧教育長が在職している場合であって、当該教育長が委員として任期満了(辞職、罷免等により欠けた場合を含む。)となった場合には、教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期も、同時に満了するものであること。

③新「教育長」の任命に係る準備行為

新「教育長」の任命のために必要な行為について規定した改正法附則第3条の施行日は、公布の日(平成26年6月20日)であることから、新「教育長」の任命に関し必要となる議会同意等については、公布の日から行えるものであること。

④施行日以後新たに任命する委員の任期

教育委員会の委員については、制度創設時に、最初に任命される委員の任期は、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1年は1年とする特例が設けられており(現行法附則第8条)、原則として教育委員会の委員は一斉に交代しない仕組みとなっている。

新制度においても教育行政の継続性・安定性を確保する観点からは、任期が異なる教育長を除き、4年の任期である委員が、なるべく毎年一人ずつとなるように異

なる年に交代することが必要であるが、旧教育長が委員でなくなることにより、ある年には交代する委員がいないが、ある年には2人の委員が交代するという場合も想定される。このため、施行の日から4年間の間に、一部の委員を4年より短い任期で任命することにより、各委員がなるべく異なる年に交代するよう調整する必要があること。

(2) 事務局機能の強化

①職員の資質向上

教育委員会が期待されている役割を十分に果たすためには、教育委員会を支える事務局職員の資質能力をさらに向上させることが必要であること。また、教育委員会事務局職員は、教育長及び委員が適切な判断を行えるよう、教育長及び委員に適切に情報を提供するよう努めなければならないものであること。

さらに、教育委員会においては、教職員経験者のみならず、教育行政の専門性を有する行政職員を計画的に育成するため、一般行政部局との人事交流や行政職員の長期間にわたる教育委員会事務局への配置など、適切な人材育成が行われる工夫が必要であること。あわせて、各教育委員会においては、事務局職員に対する研修を充実させる必要があること。

②事務局体制の強化

特に小規模な教育委員会の事務局においては、指導主事が配置されていないなど、事務体制が脆弱であるため、学校指導などが十分に行き届いていないことが課題となっているため、各都道府県教育委員会においては、小規模な教育委員会事務局の支援に取り組まれたいこと。この際、「平成26年度文教関係地方財政措置予定及び東日本大震災関連の財政措置の状況について」（平成26年1月27日付文部科学省大臣官房会計課地方財政室、初等中等教育局財務課教育財政室事務連絡）において既に連絡したとおり、本年度の地方財政措置において、各道府県教育委員会における指導主事の地方交付税措置について、6名分（標準団体規模）を増員したことを踏まえ、例えば、教育事務所への指導主事の配置による市町村教育委員会への積極的な訪問や小規模な市町村教育委員会事務局への派遣等を通じて、積極的に市町村教育委員会を支援されたいこと。

また、市町村教育委員会は、法第18条第4項後段の規定に基づき、県費負担教職員である教員を、その任命権者である都道府県教育委員会の同意を得て、当該市町村教育委員会の事務局に置く指導主事に充てることができることとなっている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第4条第1項）ため、本制度（充て指導主事）の活用による指導主事の配置についても検討されたいこと。

③その他

現行法第19条第8項（法第18条第8項）においては、教育委員会事務局の職員のうち、所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定しなければならないこととされており、未だ当該職員を指定していない教育委員会においては、早急に指定すること。

〔参考〕関係資料（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

（トップ）> 政策・審議会 > 国会提出法律 > 第186回国会における文部科学省成立法律
(平成26年1月24日～) > 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を参照)

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育委員会係

電話 03-5253-4111 (代表)

内線4678、4672

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT①

教育長

教育委員長と教育長を一本化した
新「教育長」の設置

POINT③

総合教育会議

すべての地方公共団体に
「総合教育会議」を設置

POINT②

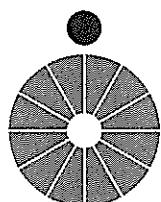
教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と
会議の透明化

POINT④

大綱

教育に関する「大綱」を
首長が策定



文部科学省

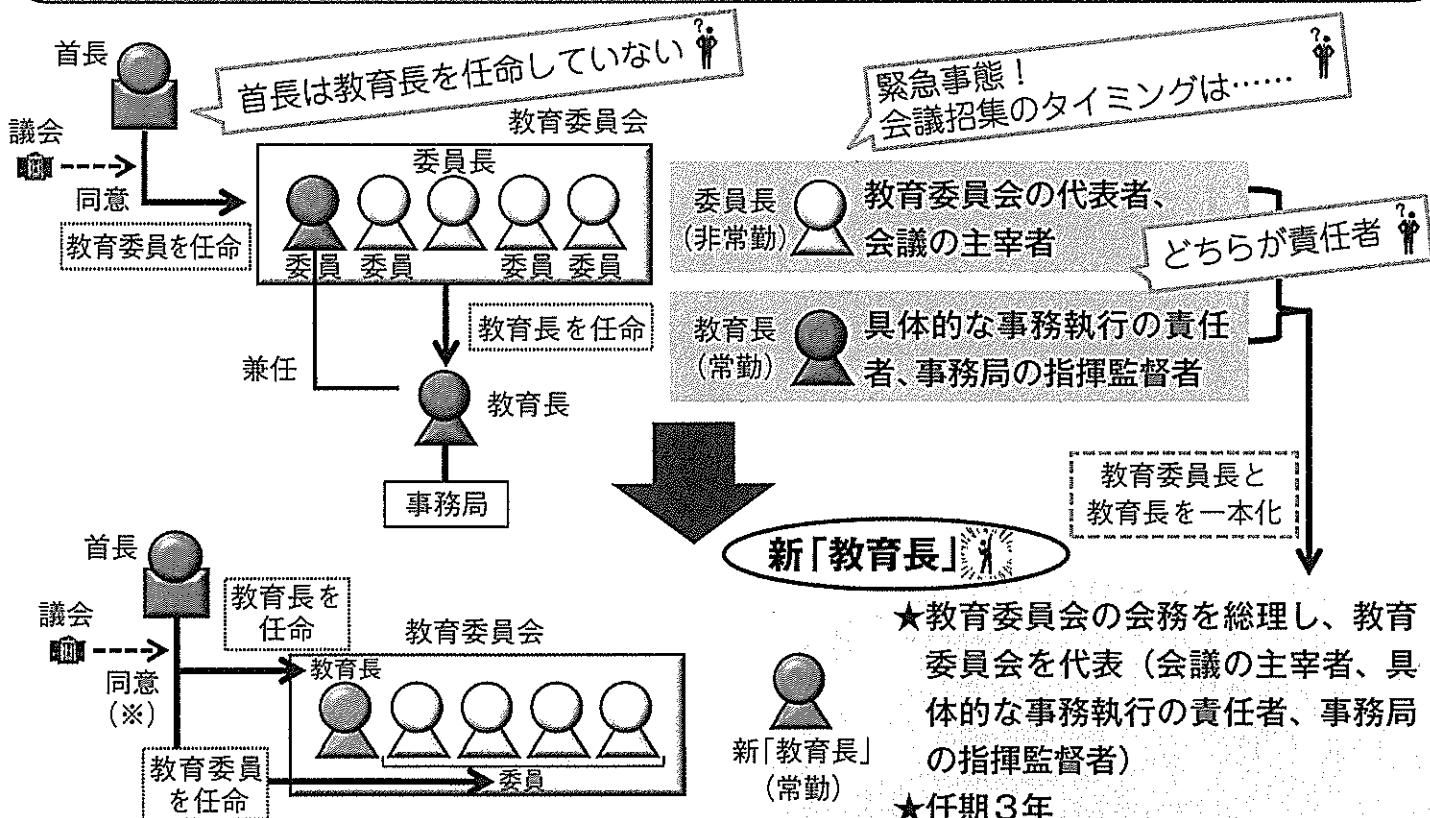
教育委員会制

これまでの
教育委員会の
課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

POINT①
教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

✓ 首長が直接教育長を任命することにより、
任命責任が明確化

POINT②
教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・ 教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
 - ✓ 教育委員会の審議の活性化

こう変わる



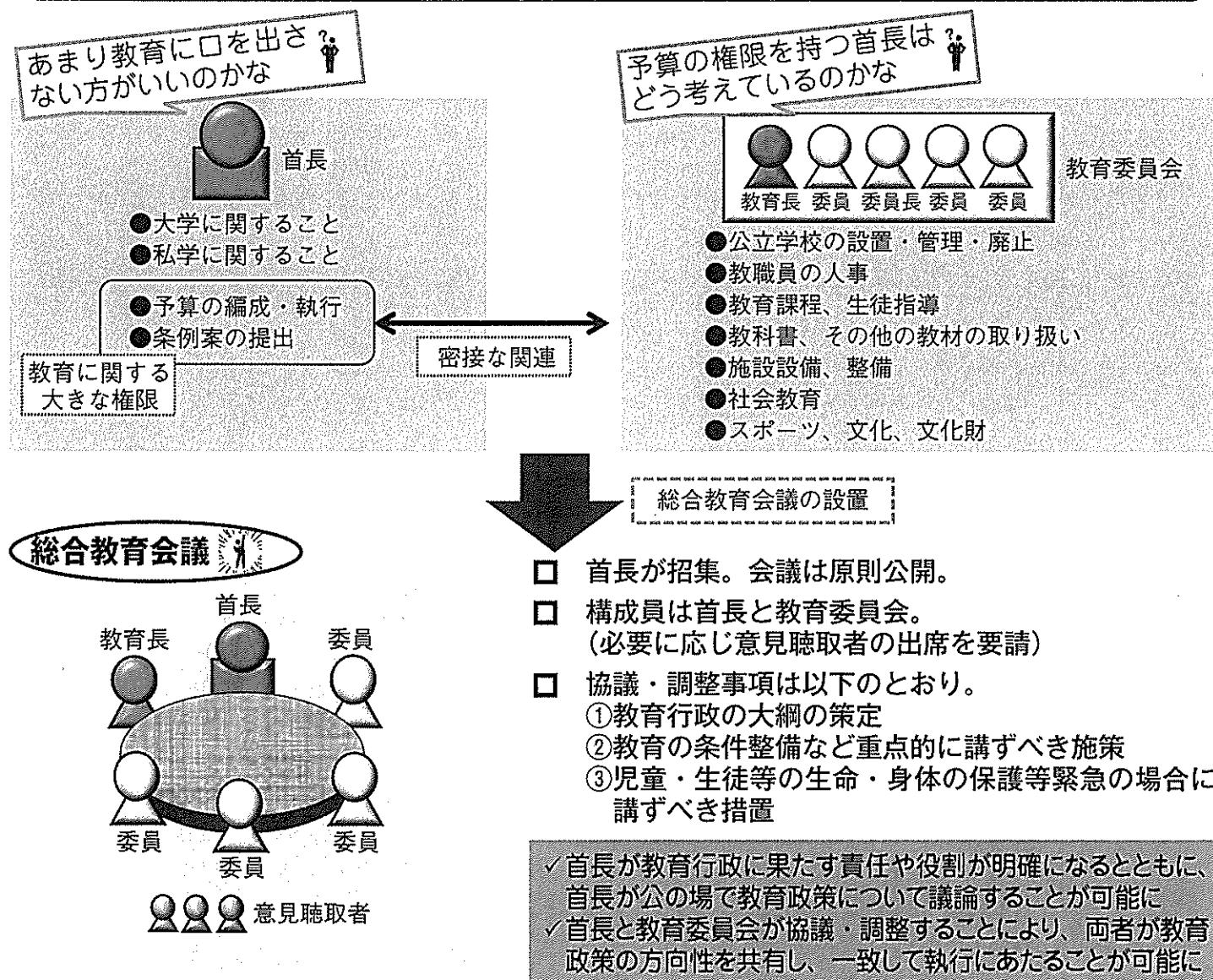
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

Q&A

Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととしています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますか？レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところです。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。

さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講すべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみの権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

Q7 大綱は、予算や条例提案などの首長の権限に関わらない事項についても記載されるのですか？

大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について定めることが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が大綱に記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。

法律詳細：http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

平成26年度中体連 九州大会・全国大会出場者一覧

| 九州 大会 | | | | 全 国 大 会 | | | |
|------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| | | | | | | | |
| 1 城 南 | 柔道女子個人44kg ①中溝 萌(3年)予選敗退 | バドミントン個人ダブルス ②龜川楓基(2年)千北耕太郎(2年)予選敗退 | | 3 柔道女子個人44kg ①中薄 萌(3年) | | | 1 |
| 2 江 南 | 水泳女子100m・200m自由形 ②伴 美祈(2年) | 100自由形 優勝 200自由形 5位 | | 1 水泳女子200m自由形 伴 美祈(2年)標準 | | | 1 |
| 3 柳 原 | バドミントン個人・シングルス ③倉成祐生(3年)予選敗退 | | | 1 | | | |
| 4 牟 田 山 | 水泳女子100m背泳 ②鶴久ゆきな(3年) | 6位 | | 1 水泳女子200m背泳 鶴久ゆきな(3年)標準 | 陸上女子100mハードル 高松 奈美(3年)標準 | | 2 |
| 5 訪 訪 | | | | 1 | | | |
| 6 良 山 | 水泳男子400m ①メドレーリレー 予選敗退 | 北島 涼太(2年) 高木 将嗣(3年) | 田中 聖吾(2年) 辻本 裕紀(3年) | 4 | | | |
| 7 明 星 | 陸上男子抱丸投げ ①中尾 亮太(3年) | 優勝 | | 1 | 陸上男子抱丸投げ ①中尾 亮太(3年)標準 | | 1 |
| 8 宮ノ陣 | ①女子バレーボール ②位 | | | 12 | ②女子バレーボール | | |
| 9 荒 木 | | | | | | | |
| 10 筑 郡 西 | 西村弥菜美(3年) | 河村 瑞(3年) | 石松万里菜(2年) | 奥苑 真佑(2年) | | | |
| 11 屏 水 | 馬場 彩寧(2年) | 中村 佳鎧(2年) | 小島 千奈(2年) | 石本 夏帆(2年) | | | |
| 12 青 陵 | 倉員ひなた(1年) | 寺崎 音央(1年) | 鏡江 雅(1年) | 立石 千花(1年) | | | |
| 13 高 幸 礼 | ②三澤 由華(2年)予選敗退 | 陸上女子100m | | 1 | | | |
| 14 田 主 丸 | 柔道男子個人90kg ①神野 光稀(3年)優勝 | 柔道男子個人66kg ②城後 貴哉(3年)2位 | 柔道男子個人55kg ①素根 輝(2年)優勝 | 柔道男子個人90kg ①神野 光稀(3年) | 柔道女子団体メンバー 県大会優勝(4人) | 柔道女子個人70kg超 ②古賀早也香(2年)3位 | 柔道女子団体メンバー 古賀早也香(2年) |
| | 柔道男子個人50kg ②東野 王将(2年)予選敗退 | 柔道女子個人70kg超 ①素根 輜(2年)優勝 | 柔道女子個人70kg超 ②古賀早也香(2年)3位 | 柔道女子個人70kg ①素根 輜(2年) | 柔道女子団体メンバー 手嶋菜々美(2年) | 柔道女子個人70kg ①草場菜々美(2年) | 柔道女子個人70kg 手嶋菜々美(2年) |
| | 柔道女子団体メンバー 県大会優勝(4人) | 柔道女子個人70kg ①草場菜々美(2年)2位 | 柔道女子団体メンバー 手嶋菜々美(3年) | 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年)優勝 | 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年) | 柔道女子個人48kg ①古賀若菜(1年)優勝 | 柔道女子個人48kg ①田中 純奈(3年) |
| | 柔道女子個人63kg ①西村 美穂(2年)優勝 | 柔道女子個人48kg ①田中 純奈(3年)2位 | 柔道女子個人40kg ①古賀若菜(1年)優勝 | 相撲 個人 ①古賀 若菜(1年) | 相撲 個人 ①古賀 若菜(1年) | 相撲 個人 ③由留部 親吾(2年) | 相撲 個人 ①古賀 若菜(1年) |
| 15 北 野 | 相撲 個人 ③由留部親吾(2年)予選敗退 | | | 1 | | | 1 |
| 16 城 島 | | | | | | | |
| 17 三 猪 | 弓道男子団体 県3位…馬場遥己(2年)佐藤淳貴(3年)諸藤爛馬(3年)原武孝征(3年)予選敗退 | | | 8 | | | |
| 18 信 愛 | 弓道女子団体 県3位…永田聖奈(3年)宮松紀花(3年)大石愛海(3年)稻飛鳥(3年)予選敗退 | | | 5 | | | |
| 19 附 属 | 硬式テニス男子ダブルス、3位…末田 悠(3年)予選敗退 | | | | | | |
| 20 附 設 | 硬式テニス女子ダブルス、優勝…田中 恵夢(3年)・内山ほのか(3年)予選敗退 | | | | | | |
| 21 聴 特 支 援 | | | | | | | |